

平成 24 年度

# 社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

# 平成24年度「社会教育行政の方針と事業」目次

## I 施策体系及び組織

1	社会教育課の施策体系図（島根総合発展計画）	1
2	〃（しまね教育ビジョン21）	2
3	社会教育行政関係組織一覧	3
4	派遣社会教育主事等名簿	4

## II 施策概要

	平成24年度予算額一覧表	5
1	教育の充実（Ⅲ-1）	
(1)	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
①	結集！しまねの子育て協働プロジェクト	7
(ア)	ふるさと教育推進事業	7
(イ)	結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業	8
(ウ)	結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業	9
②	実証！「地域力」醸成プログラム	10
③	ふるまい向上プロジェクト	10
④	社会教育主事確保・養成事業	11
⑤	子ども読書活動推進事業	12
⑥	家庭教育支援体制整備事業	13
2	多彩な県民活動の推進（Ⅲ-2）	
(1)	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
①	社会教育研修センター事業	14
②	図書館事業	15
③	青少年の家事業	17
④	少年自然の家事業	18
⑤	社会教育関係団体活性化事業	19
⑥	生涯学習総合推進事業	20
(2)	芸術・文化の振興	
①	青少年文化活動推進事業	21
	《主要施策に係る資料集》	
資料1	結集！しまねの子育て協働プロジェクト	23
資料2	ふるさと教育推進事業	26
資料3	学校支援活動	28
資料4	放課後子どもプラン	30
資料5	家庭教育支援事業	34
資料6	実証！「地域力」醸成プログラム	35
資料7	ふるまい向上プロジェクトに関わる取組	40
資料8	社会教育主事派遣制度の概要	41
資料9	子ども読書活動の推進（未就学児対策）	43

## III 県立社会教育施設の概要

1	東部社会教育研修センター・西部社会教育研修センター	46
2	図書館	49
3	青少年の家	52
4	少年自然の家	55

## IV 資料編

1	島根県関係	
(1)	社会教育課事務分掌表	59
(2)	社会教育主事派遣要綱	62
(3)	ふるさと教育推進事業基本方針・実施要綱・交付金交付要綱	65
(4)	島根県の放課後子どもプラン基本方針	71
(5)	島根県社会教育委員名簿	75
(6)	社会教育関係各種表彰一覧	76
2	市町村関係	
(1)	県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署	77
(2)	県内公共図書館一覧	78
(3)	県内公民館等一覧	79

# I 施策体系及び組織

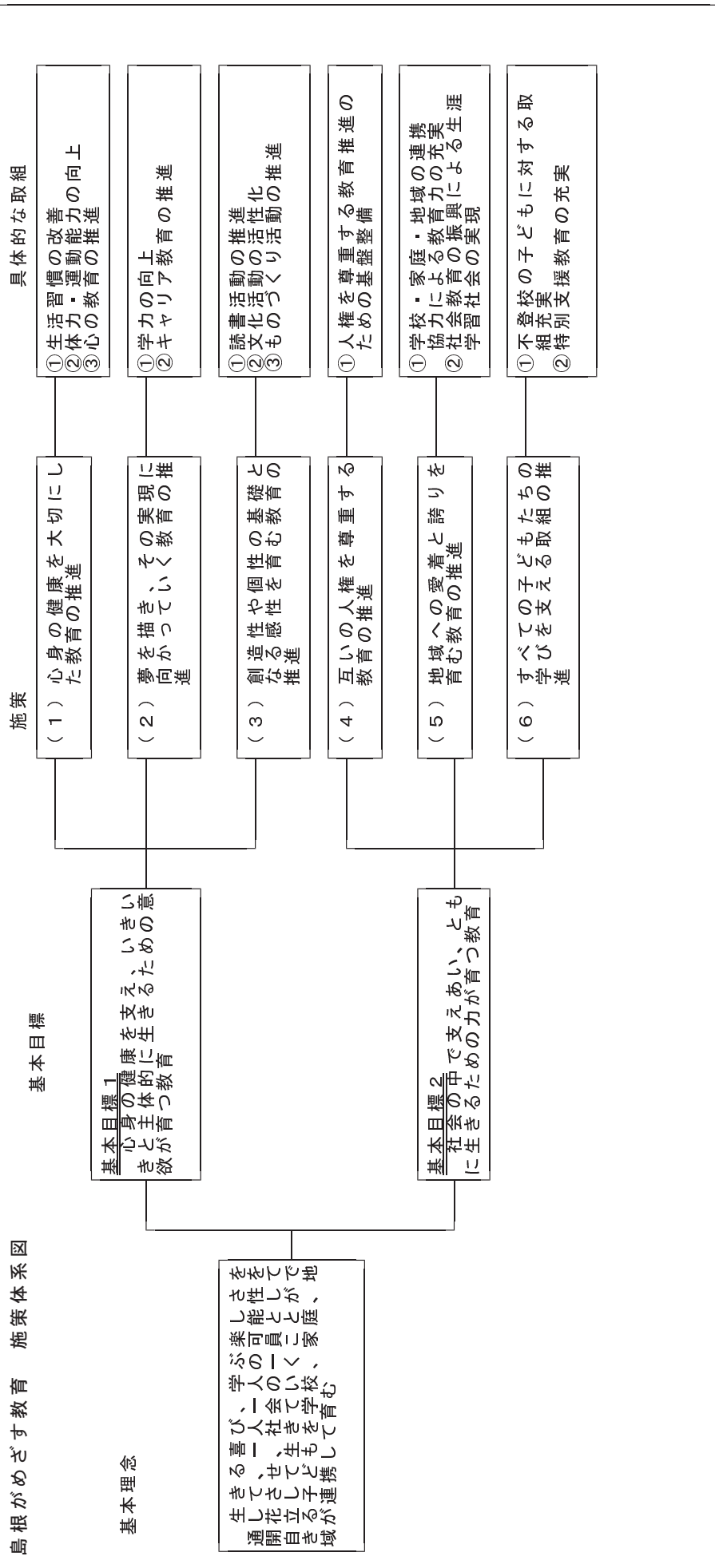
社会教育課の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事務事業	
<p>Ⅲ・心豊かなしまね</p> <p>～地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～</p>	Ⅲ-1	教育の充実		
		Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実		
		結集！しまねの子育て協働プロジェクト		
			ふるさと教育推進事業	
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業	
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金	
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金	
			社会教育主事講習派遣教員活動交付金	
			学校と地域の連携実践講座	
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業	
			学校支援	
			放課後支援（放課後子どもプラン）	
			家庭教育支援	
			社会教育主事派遣事業	
			実証！「地域力」醸成プログラム	
			ふるまい向上プロジェクト	
			地域教育力市町村支援事業	
			家庭教育支援体制整備事業	
			Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進	
			Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
			子ども読書活動推進事業	
			「ねえ！この本読んで。」プロジェクト	
			「読みメン」プロジェクト	
			未就学児のための図書コーナー整備費助成事業	
			子ども読書フェスティバル	
			子ども読書活動推進会議	
			県立図書館機能強化事業	
			社会教育研修センター事業	
			図書館事業	
			青少年の家事業	
			少年自然の家事業	
			社会教育関係団体活性化事業	
			生涯学習総合推進事業	
	広大講習派遣			
	社会教育委員の会			
	島根県公民館連絡協議会			
	島根県社会教育委員連絡協議会			
	地区社会教育担当者連絡協議会			
	Ⅲ-2-2 芸術・文化の振興			
	青少年文化活動推進事業			
	青少年文化活動推進事業			
	全国子ども神楽サミット			
	芸術鑑賞機会の提供			
	ふるさとティーチャー派遣事業			





子どもの教育を支える体制づくりを進めます。

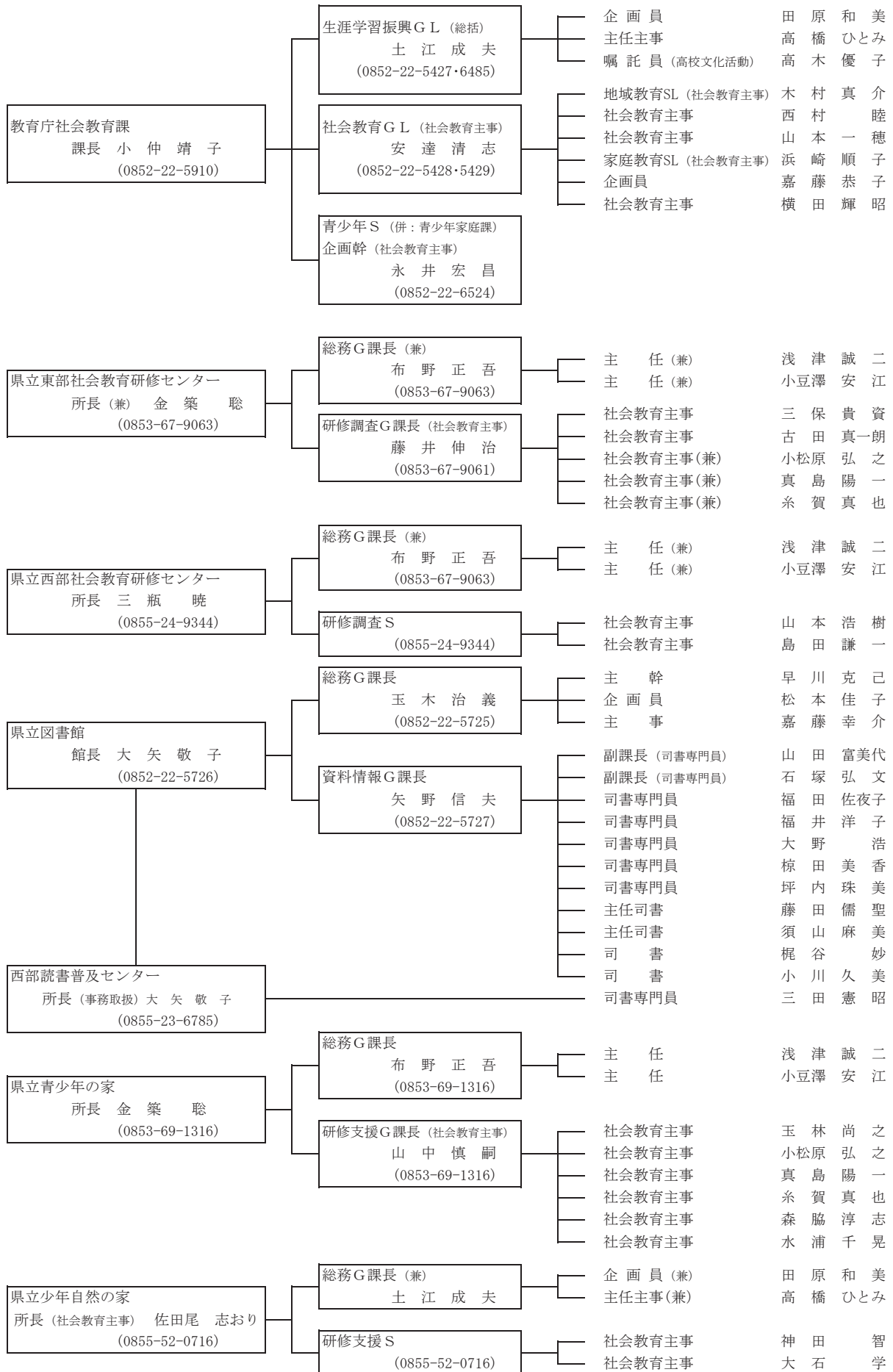
子どもの教育を連携して進めるための取組を進めます。

施策推進のための体制づくり  
 (1) 地域の豊かな資源を活用した学習活動（ふるさと教育）を推進する体制づくり  
 (2) 学校の児童の学習活動への参画を推進するための体制づくり  
 (3) 地域の学校児童まで一貫した教育推進のための体制づくり  
 (4) 幼児教育から中学・高校まで一貫した教育推進のための体制づくり

学校・家庭・地域社会の役割分担と三位一体の連携づくり  
 各分野での議論を進め、地域に広げることを大切と考えること  
 学校・家庭・地域社会の役割分担を明確にし、連携を促すこと  
 学校の役割  
 : 確かな学力を身に付けること  
 家庭の役割  
 : 心身の健康や環境や地域の場を育むこと  
 地域社会の役割  
 : 生活習慣や地域性を伝承し、多様な価値観を認め、安全な地域社会を実現すること  
 子どもの教育を連携して進めるための取組を進めます。その際、次のことを大切に考えます。

# 社会教育行政関係組織一覧

H24. 4. 1現在



【凡例】 GL : グループリーダー G課長 : グループ課長 SL : サブリーダー S : スタッフ

## 派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 岡 素 巳	社会教育スタッフ 企画幹 橋 弘 章 (0852-32-5775)	山 根 肇	松江市派遣	0852-55-5656
		槇 野 吉 人	松江市派遣	0852-55-5341
		古 藤 康 則	松江市派遣	0852-55-5656
		光 森 智 哉	松江市派遣	0852-55-5656
		勝 部 雅 之	安来市派遣	0854-23-3320
出雲教育事務所 所長 足 立 隆 志	社会教育スタッフ 企画幹 佐 藤 孝 志 (0853-30-5685)	川 上 壮	雲南市派遣	0854-40-1073
		大 森 伸 一	雲南市派遣	0854-40-1073
		田 中 茂 樹	奥出雲町派遣	0854-52-2680
		飯 国 秀 忠	飯南町派遣	0854-72-0301
浜田教育事務所 所長 春 日 仁 史	社会教育スタッフ 企画幹 寺 本 典 則 (0855-29-5709)	河 本 誠 二	浜田市派遣	0855-22-2612
		花 田 健 司	浜田市派遣	0855-22-2612
		山 藤 真 樹	大田市派遣	0854-82-1600
		松 原 聡	川本町派遣	0855-72-0704
		小 谷 明 浩	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 田 原 博	社会教育スタッフ 企画幹 洪 谷 秀 文 (0856-31-9676)	内 村 文 雄	益田市派遣	0856-31-0622
		田 中 茂 秋	津和野町派遣	0856-72-1854
		福 原 英 忠	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 森 哲 教	社会教育スタッフ 企画幹 佐々木 朗 (08512-2-9776)	浜 板 健 一	海士町派遣	08514-2-1222
		藤 野 幹 雄	海士町派遣	08514-2-1222
		元 上 治	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		藤 住 亨	知夫村派遣	08514-8-2301
		中 村 孝 志	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

### 国の機関・大学等

錦 織 修 一	国立江田島青少年交流の家 企画指導専門職員	0823-42-0661
小 西 勝 典	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
竹 下 修 二	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
日 野 伸 哉	島根大学生涯学習教育研究センター 准教授	0852-32-6261
山 本 幸 市	島根大学教育学部附属教育支援センター 准教授	0852-32-9836
山 本 芳 正	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 専門調査員	03-3823-8683

## II 施策概要

## 平成24年度当初予算額一覧表

### ○社会教育課分

(単位:千円)

事業名	H23 当初予算額	H24 当初予算額	増 減
<b>結集!しまねの子育て協働プロジェクト</b>	147,798	138,766	▲9,032
ふるさと教育推進事業	26,590	23,720	▲2,870
結集!しまねの子育て協働プロジェクト支援事業	-	3,300	3,300
結集!しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金	-	1,900	1,900
結集!しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金	-	400	400
社会教育主事講習派遣教員活動交付金	-	600	600
学校と地域の連携実践講座	-	400	400
結集!しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業	121,208	111,746	▲9,462
学校支援	42,722	41,340	▲1,382
放課後支援(放課後子ども教室推進事業)	78,486	69,638	▲8,848
家庭教育支援	-	768	768
<b>実証!「地域力」醸成プログラム</b>	9,000	8,700	▲300
モデル公民館(継続分)	6,000	4,200	▲1,800
モデル公民館(新規分)	2,000	1,000	▲1,000
実態調査・研究	-	2,500	2,500
事務局費	1,000	1,000	-
<b>ふるまい向上プロジェクト事業</b>	3,800	5,170	1,370
親学プログラムの普及・拡大	1,800	3,070	1,270
公民館ふるまいプロジェクト	2,000	2,100	100
<b>社会教育主事確保・養成事業</b>	2,841	6,574	3,733
広大講習派遣(社会教育主事の養成)	1,834	5,240	3,406
地域教育力市町村支援事業 (派遣社会教育主事研修)	1,007	1,334	327
<b>子ども読書活動推進事業</b>	63,084	50,608	▲12,476
「ねえ!この本読んで。」プロジェクト			
「読みメン」プロジェクト	-	42,472	42,472
未就学児のための図書コーナー整備費助成事業			
島根県子ども読書活動推進会議	200	200	-
読書フェスティバルの開催	600	600	-
県立図書館機能強化事業	7,284	7,336	52
学校図書館活用教育図書(調べ学習用図書)購入 ※H22~H23 全市町村への寄託分整備完了	55,000	-	▲55,000

事業名	H23 当初予算額	H24 当初予算額	増 減
<b>青少年文化活動推進事業</b>	14,844	36,682	21,838
青少年文化活動推進事業	7,891	8,057	166
「ふるさとティーチャー」派遣事業 (外部指導者派遣、アートフェスティバル)	2,249	9,065	6,816
全国子ども神楽サミット	4,704	19,560	14,856
<b>家庭教育支援体制整備事業</b>	220	220	-
<b>社会教育関係団体活性化事業</b>	219	219	-
<b>生涯学習総合推進事業</b>	856	637	▲219
<b>図書館事業</b>	115,446	127,190	11,744
耐震対策 (H23 耐震診断、H24 実施設計、H25以降 補強工事)	-	6,732	6,732
全国図書館大会 (H24 実行委員会への負担金100万円、臨時職員3名配置)	1,478	6,904	5,426
その他	113,968	113,554	▲414
<b>社会教育研修センター事業</b>	13,740	13,206	▲534
<b>青少年の家事業</b>	88,685	88,450	▲235
<b>少年自然の家事業</b>	64,455	76,666	12,211
耐震対策 (H24 耐震診断、実施設計、H25以降 補強工事)	-	12,166	12,166
その他	64,455	64,500	45
<b>行政事務費</b>	17,000	16,000	▲1,000
合計	541,988	569,088	27,100

※図書館の耐震診断・・・平成23年6月補正予算で13,000千円を措置

### ○他課計上分

(単位:千円)

事業名	H23 当初予算額	H24 当初予算額	増 減
<b>結集!しまねの子育て協働プロジェクト</b>	-	43,800	43,800
ふるさと教育推進事業	-	43,800	43,800
<b>実証!「地域力」醸成プログラム</b>	5,200	16,110	10,910
モデル公民館(継続分)	5,200	4,227	▲973
モデル公民館(新規分)	-	7,200	7,200
実態調査・研究	-	4,683	4,683
合計	5,200	59,910	54,710

(単位:千円)

### ○総計

547,188      628,998      81,810

# 1 教育の充実 (Ⅲ-1)

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立していくことができる子どもたちを育みます。

## 【施策】

### (1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 (Ⅲ-1-1)

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

## 【主要事業】

### ① 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

子どもの健やかな成長は県民総ての願いです。しかし、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、社会全体の教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
結集！しまねの子育て協働プロジェクト	※内訳(各事業)については、以下の(ア)～(キ)に再掲	
小計	社会教育課分 ※他課計上分との合計	138,766 (182,566)

#### (ア) ふるさと教育推進事業

ふるさとへの愛着と誇りを持ち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業・課題といった教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域へ出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねるなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を県内すべての公立小中学校で実施します。

また、ふるさと教育を通じて、地域の大人が学校教育を支援する気運を醸成します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさと教育推進事業	ふるさとに愛着と誇りを持つ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」(＝地域の大人)	

	<p>人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を推進</p> <p><b>【事業内容】</b>  市町村交付金  ・県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で「ふるさと教育」を実施するため、定額交付金を助成  1校あたり7万円</p> <p>・「ふるさと教育」を実施するにあたり、地域課題(地域医療)をテーマに取り組む場合、その活動に係る経費を上乗せ  1校あたり小学校10万円  中学校20万円</p> <p><b>【第3期の方向性(H23~H25)】</b>  ①学校教育活動全体で進める「ふるさと教育」  ②「子どもの教育は地域の大人の役割」という意識の醸成</p>	<p>23,720</p> <p>(43,800)</p>
(小計)	※他課計上分との合計	(67,520)

(イ) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト支援事業

地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めるために、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業を有機的に連携させ、協働して子どもを育てていく活動をとおし、地域全体の教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
結集!しまねの子育て協働プロジェクト支援事業	①結集!しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金 ・ふるさと教育の推進や学校支援、放課後支援、家庭教育支援など、学校・家庭・地域が連携協力して子どもの教育や子育てを支援する市町村の取組に対して定額交付金を助成 1市町村あたり10万円	1,900
	②結集!しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金 ・他のモデルとなるような学校・家庭・地域が連携協力して行う子どもの教育や子育て支援に関する企画を提案した学校の活動費を助成 1校あたり上限10万円	400
	③社会教育主事講習派遣教員活動交付金 ・当該年度に社会教育主事の資格取得のため広島大学での講習に派遣され、修了した教員のフォローアップ研修として行う学校・家庭・地域の連携協力に関する活	600



	<p>動に係る経費を派遣元の学校に交付 1人あたり3万円</p> <p>④学校と地域の連携実践講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと教育の質と量の充実を図るとともに、学校と地域が連携して取り組む子どもの教育や子育て支援を推進するために、市町村立の小・中学校を対象に悉皆研修を開催</li> </ul>	400
小計		3,300

(ウ) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業

地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動をとおして、地域全体の教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業	<p>【事業内容】</p> <p>①県推進委員会・市町村運営委員会の設置 (プロジェクト全体の推進委員会等と兼ねる)</p> <p>②コーディネーター等の養成・資質向上のための研修</p> <p>③学校支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた仕組み・組織のもとに、学習支援、環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を実施</li> <li>・本部数 78本部</li> </ul> <p>④放課後支援(放課後子ども教室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後や休日に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を提供</li> <li>・箇所数 167か所</li> <li>・放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後対策の推進(放課後子どもプラン)</li> </ul> <p>⑤家庭教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施主体となり、親学プログラム及び親学ファシリテーターを活用し、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動を実施</li> <li>・実施市町村数 9市町村(H24仮申請時)</li> <li>・親学ファシリテーター等の組織化等による相談対応</li> <li>・親学プログラムを活用した保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など</li> </ul>	111,746

	※結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金 ・補助率 2/3 (国 1/3、県 1/3、市町村 1/3)	
--	---	--

## ②実証！「地域力」醸成プログラム

社会総がかりで教育力を充実していくためには、その基盤として県民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に取り組んでいく「地域力」（自治・自立の理念に基づく地域の底力）を高める必要があります。

このため、人づくり・地域づくりの拠点である公民館に光を当て地域に根ざした住民自治活動の振興を図るとともに、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。

また、これまでの成果を全県的に波及させていくため、事例を丁寧に再検証し、地域力醸成のノウハウを調査・研究します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
実証！「地域力」醸成プログラム (モデル公民館)	公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを、モデル公民館を選定して実証し、「地域力」の重要性について世論喚起 <b>【事業内容】</b> ・島根県公民館連絡協議会へ実証事業を委託 ・モデル公民館の選定 [通常枠] 新規2か所程度、継続14か所 [特別枠] 新規15か所程度、継続7か所  ※特別枠の新規は、中山間地域実践枠、中山間地域農業枠、国際枠、高齢者枠、地域の歴史・文化枠、婚活枠の計15か所 ※特別枠の継続は、中山間地域実践枠5か所、子育て支援枠2か所	5,200          (11,427)
実証！「地域力」醸成プログラム (調査研究事業)	地域力醸成のノウハウを調査・研究 <b>【事業内容】</b> ・調査研究(県公連へ委託) ・モデル公民館の実態調査(業者へ委託) ※地域人材育成事業として実施	3,100   (4,683)
実証！「地域力」醸成プログラム (事務局費)	・会議の開催 ・実績報告書の作成	400
小計	社会教育課分 ※他課計上分との合計	8,700 (24,810)

## ③ふるまい向上プロジェクト(社会教育課分)

県全体として「ふるまい(礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称)」の向上を目指し、特に乳幼児期の

教育・養育・子育て支援に着目して、県教育委員会や福祉部局などが連携しながら、乳幼児とその親への取り組みを一層強化するとともに、若い親へ手本を示す立場にある老壮も参画する県民運動として強力に推進します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるまい向上プロジェクト	「ふるまい向上プロジェクト」を県民運動として強力に推進するため、親学プログラムの普及・拡大や公民館等の活動への助成拡大を通じた地域における家庭教育支援の気運醸成。 【事業内容】 ①親学プログラム普及・拡大 ・「親学プログラム」を活用して家庭教育支援やふるまい向上に関する学習活動の支援 ・公民館職員等への研修活動 ・保護者への意識啓発・研修活動 ・親学ファシリテーター養成拡大 ・親学ファシリテーター派遣拡大 ・親学ファシリテーターフォローアップ研修の実施 ・親学プログラム完成版の周知	3,070
	②公民館ふるまい向上プロジェクト ・40公民館等へ活動助成金を交付(島根県公民館連絡協議会へ委託) ・公民館等は、地域の特性に合わせた「ふるまい向上に関する研修会」(しつけ、作法、言葉遣い等)を実施 1公民館あたり5万円程度(上限10万円)	2,100
小計		5,170

#### ④社会教育主事確保・養成事業

学校・家庭・地域の信頼関係に基づく実践活動を普及拡大し、三者の連携協力関係を県内各地域で具体的に構築していくため、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する取組を推進し、社会教育主事の専門性を活かしながら学校・家庭・地域の連携体制づくりを積極的に推進します。

あわせて、学校・家庭・地域が連携協力した社会教育事業の推進、島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進、広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり・地域づくりの推進を担う派遣社会教育主事の資質の向上を図るとともに、市町村の社会教育担当者の専門性を高めるための研修を開催します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育主事派遣制度	学校・家庭・地域の連携協力関係を各市町村で具体的に組み上げていくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣	派遣者数22名(6市9町1村)
広大講習派遣	公立小中学校教員等に社会教育主事となるための資格を取得させるため、必要な講習へ派遣	5,240

	遣（上限20人）	
地域教育力市町村支援事業	派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任派遣社会教育主事等研修会（年1回）</li> <li>・ 派遣社会教育主事等研修会（年3回）</li> <li>・ 市町村社会教育担当者研修会</li> </ul>	1, 3 3 4

#### ⑤子ども読書活動推進事業

第二次「子ども読書活動推進計画」（H21～H25年度）の進行管理を行うとともに、「子ども読書フェスティバル」や「しまね読書ファミリー」の募集を通じて、子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、すそ野の広い読書運動を展開し「子ども読書県しまね」の実現を目指します。

特に今年度からは、未就学児に対する読書普及事業に重点的に取り組みます。

事業名	事業内容	予算額（千円）
「ねえ！この本読んで。」プロジェクト	未就学児への読み聞かせに最適な本を整備し、保育所や幼稚園での子どもへの読み聞かせを通じて、家庭での読み聞かせを促進	42, 472
「読みメン」プロジェクト	産科医院などで保護者を対象とした読み聞かせ体験機会の提供や、特に父親にスポットを当てた啓発活動を通じて、家庭での読み聞かせを実践する親や祖父母を育成	
未就学児のための図書コーナー整備費助成事業	未就学児が集まる場所に図書コーナーを整備する経費の一部を助成	
子ども読書フェスティバル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども読書フェスティバルの開催（県内3か所での開催を予定）</li> <li>・ 「しまね読書ファミリー」の募集</li> </ul>	600
子ども読書活動推進会議	<p>県内における子ども読書活動の推進方策について協議するため、島根県子ども読書活動推進会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二次推進計画の進行管理や子ども読書活動における指導・助言</li> </ul>	200
県立図書館機能強化事業	<p>県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を充実させるため、県立図書館の使命である学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>①学校司書等の人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校図書館に配置される司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門研修</li> <li>・ 子ども読書活動を幅広い県民運動として展開するための読書ボランティアを発掘・養成する基礎研修</li> </ul>	7, 336

	②司書配置の強化 ・人材養成研修実施に伴う直営司書の業務増を補うため、嘱託職員を3名配置し、併せて開館日や開館時間の増など直接サービスを改善	
小計		50,608

#### ⑥家庭教育支援体制整備事業

「教育の原点は家庭教育にある」と言われ、家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。しかしながら、「過保護、過干渉」的な傾向、放任主義等による家庭の教育力の低下が要因となり、メディア漬けの日々からくる自然体験不足や生活習慣病などの低年齢化傾向、基本的な生活習慣の未定着等、様々な問題が発生しています。

こうした課題に対して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら社会総がかりで教育力を向上していく必要があります。

そこで、家庭教育の意識啓発を行うため、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として、家庭教育に大きな関わりを持つPTAと連携し、また、その核となるPTA役員等の研修を通して家庭教育の支援体制を進めます。

事業名	事業内容	予算額(千円)
家庭教育支援体制整備事業	地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会・研修会の開催 【事業内容】 ①県PTA連合会合同連絡協議会の開催 ②PTA連合会合同研修会の開催 ・県レベルの各PTA役員等の資質及び指導力の向上 ・各PTA連合会の連携強化と活動意欲の高揚	220

## 2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ－２）

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが学習活動や、スポーツ・芸術文化活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

### 【施策】

#### （１）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進（Ⅲ－２－１）

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、生涯学習推進施設や社会教育施設（公民館、図書館、社会教育研修センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

### 【主要事業】

#### ①社会教育研修センター事業

県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設の職員や社会教育関係者の専門的力量を高めていく必要があります。

このため、社会教育研修センターにおける指導者養成機能を強化し、市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、しまね学習支援プログラムの活用など即戦力かつ専門的スキルを高めるための研修を実施します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
社会教育研修センター事業（人材養成事業）	<p>① 社会教育の実践者（公民館等職員、NPO関係者等）が求める専門的知見（学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど）を提供する人材養成研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎研修 社会教育にかかわる上で必要な基礎的知識・技術や、本県の社会教育の現状などを学ぶ。</li> <li>・専門研修 社会教育の実践活動に対応した高度な知識や指導技術を習得</li> <li>・課題別研修 社会教育現場で活躍する方々の抱える課題の解決に向けた具体的な方策を学ぶ。</li> <li>・市町村支援事業 市町村主催の社会教育に関する研修会を実施する際、より充実した研修となるよう支援を行う。</li> <li>・社会教育主事資格取得講習 文部科学省からの委託を受け、社会教育主事資格の付与を目的とした講習を実施</li> </ul> <p>② 親学プログラム普及・拡大と学習プログラムの企画・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親学プログラムを活用できる親学ファシリテーターを養成・派遣</li> </ul>	2,611

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親学ファシリテーターに対し、フォローアップ研修を実施</li> <li>・親学プログラム体験講座の実施</li> <li>・親学プログラムリーフレットの作成</li> <li>・市町村支援事業などの講座で使う、学習プログラムの企画と研究を行う。</li> </ul> <p>③ 社会教育・生涯学習の情報提供と教材貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌「しまねの社会教育だより」発行</li> <li>・ホームページの充実</li> <li>・学習相談に応じ、学習情報を提供</li> <li>・視聴覚センターで教材の貸出・閲覧</li> <li>・放送大学学生、視聴体験希望者に放送大学の授業テープの室内視聴や貸出を行う。(西部)</li> </ul>	
社会教育研修センター事業（維持管理費）	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの維持管理に関する経費	10,595
小 計		13,206

## ②図書館事業

県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。平成24年10月に開催する全国図書館大会島根大会に向けて体制を強化します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
県立図書館事業	<p>○図書館活動推進事業</p> <p>県民の学習要求に応えるため、資料提供やレファレンス等を通じて、いつでもどこでもだれでも学ぶことのできる環境を整備</p> <p>【事業内容】</p> <p>①図書館協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員10名、年2回程度開催</li> </ul> <p>②図書の購入・選定・管理</p> <p>③図書館情報システムの運用</p> <p>④館内閲覧・貸出</p> <p>⑤調査相談（レファレンス）</p> <p>⑥相互貸借</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の公共図書館及び大学図書館との資料相互貸借</li> </ul> <p>⑦高齢者・障がい者郵送等貸出サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄の図書館への来館が困難な高齢者や障がい者が在宅で県立図書館の図書を借りられるサービスを実施</li> </ul> <p>⑧団体等貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、公民館等への図書の一括貸出</li> <li>・石見部では、西部読書普及センター（浜田市長沢町）を拠点に実施</li> </ul>	127,190

⑨研修事業

- ・市町村立図書館等の司書職員等を対象に、専門性を高めるための研修や巡回訪問を利用した出前研修を実施

⑩文化講座開催

- ・「出雲国風土記を読む会」「古文書を読む会」「しまね文学散歩」等の文化講座を定期的に行う

⑪広報啓発事業

- ・館報、図書館要覧の発行

○全国図書館大会島根大会

大会実行委員会に対し県負担金を交付  
(主催) 島根県、松江市、日本図書館協会  
(日程) 10月25日～26日 県民会館等

○耐震診断等の実施

23年度…診断、24年度…設計

○市町村支援事業

県民にとって利便性の高い市町村立図書館や読書施設に対する支援を通じて、県内全域にわたる図書館サービスの充実を図る

【事業内容】

①特別貸出

- ・図書館未設置町村及び蔵書の不足している市町村立図書館に対し、長期一括貸出を実施

②協力巡回

- ・市町村立図書館等を巡回訪問し、運営面の諸課題について助言指導

○子ども読書支援事業

児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図る

【事業内容】

①幼児・児童読書普及

- ・子ども室の運営
- ・読書普及指導員の派遣

②子ども読書推進講座開催

- ・「こどものつどい」や「子どもお楽しみ会」等の開催

③学校への支援

- ・学校図書館への直接団体貸出等
- ・市町村立図書館職員向け研修への学校司書の受入れ

○郷土資料整備収集事業

郷土資料の収集・保存・提供

【事業内容】

①郷土資料収集・保存対策

- ・島根県に関する古文書、古絵図等の郷土資料を調査、収集し、保存性や利便性を高めるためのマイクロフィ



	ルム化、デジタル画像化を計画的に実施 ②郷土文献情報検索システム事業 ・郷土の記事・論文データの作成、インターネットを活用した情報提供 ③郷土資料モニターと連携した資料収集	
--	---	--

### ③青少年の家事業

小中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年の家事業	○運営委員会 ・運営委員 15 名、年 2 回開催 ○研修支援事業 ・施設の機能を活かした体験活動プログラムの提供。 ・研修目的に応じたプログラムの提供。 ・団体の自主性を尊重したプログラムの作成を支援。 <b>【事業内容】</b> ・様々な体験プログラムによる研修指導、艇指導、宿泊指導を実施する。 ○主催事業 <b>【事業内容】</b> ①サン・レイク フェスティバル ・施設・設備を開放し、施設が持つプログラムを体験する場を提供する。 ・湖面活動プログラムを広く県民に開放し、家族で楽しむ機会を提供する。 (5 月、10 月開催) ②にこにこファミリー ・親子の共同・交流体験等を通じて家族の交流活動を奨励するとともに、親学プログラムを実施し家庭の教育力向上に資する。(年 3 回開催) ③サン・レイク体験クラブ(仮称) ・青年を対象に青少年活動をはじめとする地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、実践化へ結びつける。 ④キッズチャレンジ ・小学生が個人で参加できる宿泊体験の機会を提供し、耐性を養うとともに基本的な生活習慣の確立や自主性、協調性を育む。(夏 2 回、冬 1 回開催) ⑤あつまれ元気ッズ	88,450

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年長児が個人で参加できる宿泊体験の機会を提供し、基本的な生活習慣の確立や協調性を育む。(年2回開催)</li> <li>⑥長期宿泊体験活動モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校と連携し、長期の集団宿泊体験活動を通じて施設としての支援のあり方探り、その成果を県内に広く普及する事業をモデル的に実施する。(時期未定)</li> </ul> </li> <li>○プログラム開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>海のプログラムの充実や周辺の森等を活用した幼児及び小学生向けプログラムを開発する。</li> </ul> </li> <li>○ふるまい向上運動 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用上のルール徹底と利用者のマナー向上のための方策を検討し、実施する。</li> </ul> </li> <li>○青少年の家指定管理事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の家の施設設備の維持管理業務を指定管理者が代行する。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

#### ④少年自然の家事業

小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
少年自然の家事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員14名、年2回開催</li> </ul> </li> <li>○受け入れ事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供。</li> <li>【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者に対し、様々な体験プログラムの提供したり、研修指導や宿泊指導を実施したりする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○主催事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供。</li> <li>【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者団体指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団宿泊生活の教育的意義と集団生活の効果的で安全な実施方法について研修会を開催する。(前・後期の2回開催)</li> </ul> </li> <li>②オープンデー</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	76,666

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を家族で体験し交流を深める。(春・秋の2回開催)</li> <li>③チャレンジ・ザ・サマー <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通してより良い関係を築くとともに、絆や交流を深める。(年2回開催)</li> </ul> </li> <li>④ジュニア・サマー・キャンプ、子ども探検隊 in 自然の家、ジュニア・ウインター・キャンプ <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の中・高学年児童が、自然との関わりを通して様々な体験活動や宿泊生活を行い、人間関係能力を育むとともに自然への興味・関心を高め、集団生活における規律を学ぶ。また、大学生ボランティアと参加者との交流を図る (各1回開催)</li> </ul> </li> <li>⑤森と海のつどい <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクアスでの宿泊体験による魚の生態の観察や、自然の家での体験活動を通して、家族相互の交流を図る。(年3回開催)</li> </ul> </li> <li>⑥自然体験活動指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちと関わる教員・指導者を対象に、体験を通して野外で活動する際に必要な知識・技術を学ぶ機会を提供する。(年4回シリーズ)</li> </ul> </li> <li>⑦外部団体参画事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の教育力向上を目指し、NPO等の団体と協働して浜田管内の親子を対象に様々なプログラムを提供する。</li> </ul> </li> <li>○広報・啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用や主催事業参加の促進を図るため、広報・啓発活動を実施。</li> </ul> </li> <li><b>【事業内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所報、利用の手引き、活動資料、リーフレット、入所関係資料等を作成する。</li> </ul> </li> </ul>
--	--

#### ⑤社会教育関係団体活性化事業

社会教育関係団体を実施する人材養成研修等への支援を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育関係団体活性化事業	①県連合婦人会研修事業助成金	200
	②優良少年団体表彰	19

⑥生涯学習総合推進事業

社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会を開催します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
生涯学習総合推進事業	○生涯学習推進体制の整備 <b>【事業内容】</b> ①島根県社会教育委員の会 ・社会教育法に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催 ※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べるができる。	592
	②その他 ・各種負担金など	45

## 【施策】

### (2) 芸術・文化の振興 (Ⅲ-2-2)

芸術・文化は、子どもたちの創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し、尊重し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。また同時に、21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい人材を育成するために、郷土やわが国の文化・伝統を尊重し、他の国や地域の文化・伝統に敬意を払う意識を涵養することも重要です。

このため、青少年の文化活動を地域が支援するという理念に基づき、地域との連携を重視した事業展開を図りながら、心豊かな人材育成と芸術・文化の振興を図ります。

具体的には、本物の芸術・文化に親しむ機会を確保することにより、青少年の豊かな情操を培うとともに、次代の文化活動の担い手を育成するため、学校・地域・文化団体と連携し、活動成果の発表機会の提供や、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図ります。

## 【主要事業】

### 【青少年文化活動推進事業】

#### [青少年文化活動の向上・推進]

##### □島根県児童生徒学芸顕彰

評価の定まった全国大会において入賞した児童・生徒を教育長が顕彰する。

##### □全国大会出場校知事激励

合唱・吹奏楽・演劇・郷土芸能・日本音楽における最高峰の全国大会に出場する高校に、知事激励金を授与する。

#### [青少年文化活動の普及・振興]

##### □島根県高等学校文化祭の共催

島根県高等学校文化連盟に負担金を交付し、各分野別の基幹事業を共催する。

##### □全国高等学校総合文化祭への参加促進

県高文連を通じて大会に参加する生徒の旅費を補助する（補助率1/3）。

##### □高校文化活動に関する窓口機能強化

高校文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実を支援する。

### 【ふるさとティーチャー派遣事業】

#### [地域・文化団体との連携支援]

##### □高校文化部活動外部指導者派遣

学校教員に適切な指導者を得がたい文化部活動に対して、社会人指導者を派遣する。

##### □中学校文化部活動外部指導者派遣

学校教員に適切な指導者を得がたい文化部活動に対して、社会人指導者を派遣する。

##### □島根県高等学校文化連盟合同研修会等の共催

島根県高等学校文化連盟に負担金を交付し、合同研修会等を共催する。

##### □中学生の文化祭「アートフェスティバル」の開催

県内の中学生による文化活動（舞台表現と作品展示）の発表会を開催する。

### 【全国子ども神楽サミット】

##### □古事記編纂1300年記念大会「2012全国子ども神楽サミット in 島根」の開催

県内外の子ども神楽が共演、交流する全国子ども神楽サミットを開催する。

### 【芸術鑑賞機会の提供】

#### [文化庁事業]

##### □次代を担う子どもの文化芸術体験事業【巡回公演事業】

優れた舞台芸術の鑑賞及び公演団体による実演指導とワークショップ（国直接執行）

#### [その他事業]

##### □島根県児童演劇巡回公演

（社）日本児童演劇協会と連携し、良質で安価な児童劇を提供（県予算措置なし）

##### □島根県青少年劇場小公演

（財）日本青少年文化センターと連携し、良質で安価な公演を提供（県予算措置なし）

□島根県青少年音楽鑑賞事業

島根県在住の音楽家を登録し、学校における公演を仲介する（ゼロ予算事業）

事業名	事業内容	予算額（千円）
青少年文化活動 推進事業	○青少年文化活動の向上・推進 【事業内容】 ・文化部活動の参加意欲を喚起するため、知事による激励、教育長による顕彰を実施。 ○青少年文化活動の普及・振興 【事業内容】 ・高校文化活動の窓口である島根県高等学校文化連盟の活動を支援することにより、青少年文化活動の振興を図る。	8, 057
ふるさとティー チャー派遣事業	○地域・文化団体との連携支援 【事業内容】 ・中学・高校の学校文化部活動に社会人指導者を派遣することにより、活動水準の維持・向上を図る。 ・地域に向けた発表の機会を設けることにより高校文化活動に接続する中学校文化活動の育成を図る。（アートフェスティバル）	9, 065
全国子ども神楽 サミット	・子どもたちが全国の「神楽」の歴史・文化に触れることで、地域の歴史・文化の伝承への思い、その気運を醸成する。 □大会名称／古事記編纂 1300年記念大会 「2012 全国子ども神楽サミット in 島根」 □開催期間／8月17日～19日 □主会場／浜田市（石中央文化ホール）	19, 560
芸術鑑賞機会の 提供	・文化庁事業（国直接執行） ・児童演劇、音楽公演を市町村に仲介する。（県費予算措置なし）	—
小 計		36, 682

# 《主要施策に係る資料集》

# 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

## 【背景】

### ①事業連携の視点

地域で取り組まれている教育活動がばらばらに実施されており、それぞれの取組が独自の判断で地域住民との関わりを持つ場合が多く、地域によっては効率の悪い取組となっている。

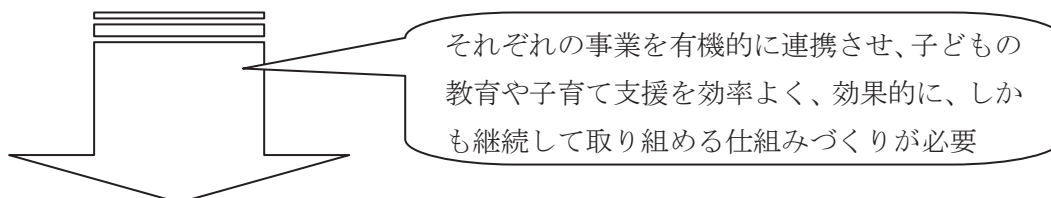
### ②人材の視点

事業毎にコーディネーターやリーダーを配置しているため、地域に取組の中心となる人材の確保に苦慮している。また、取組の支援者（ボランティア）についても事業ごとに依頼があるので調整して欲しいとの要望がある。

### ③経費の視点

年々事業費は削減されており、単独の事業では継続的な取組が難しくなっている。また、個々の事業には年限があり、継続的な取組に移行する仕組みづくりが必要である。

ふるさと教育推進事業	学校支援地域本部事業	放課後子ども教室推進事業
推進計画、ネットワーク会議 教員研修、ボランティア研修	地域教育協議会 学校支援ボランティア研修	検討の場の設置 指導者、支援者の研修
特別非常勤講師、地域講師 ボランティア	地域コーディネーター 学校支援ボランティア	コーディネーター、安全管理員 学習アドバイザー、ボランティア
第3期 H23～H25	概ねH25まで	



### 【有機的な連携のイメージ】

- ①センターの設置
 

情報と人材を集め、総合的に企画・調整・連絡を行う取組の拠点を設置する。(学校支援地域本部をイメージ)
- ②コーディネーターの配置
 

学校支援・放課後支援・家庭教育支援の取組を総合的に調整するコーディネーターを配置する。(複数配置も想定)
- ③人材の育成と管理の効率化
 

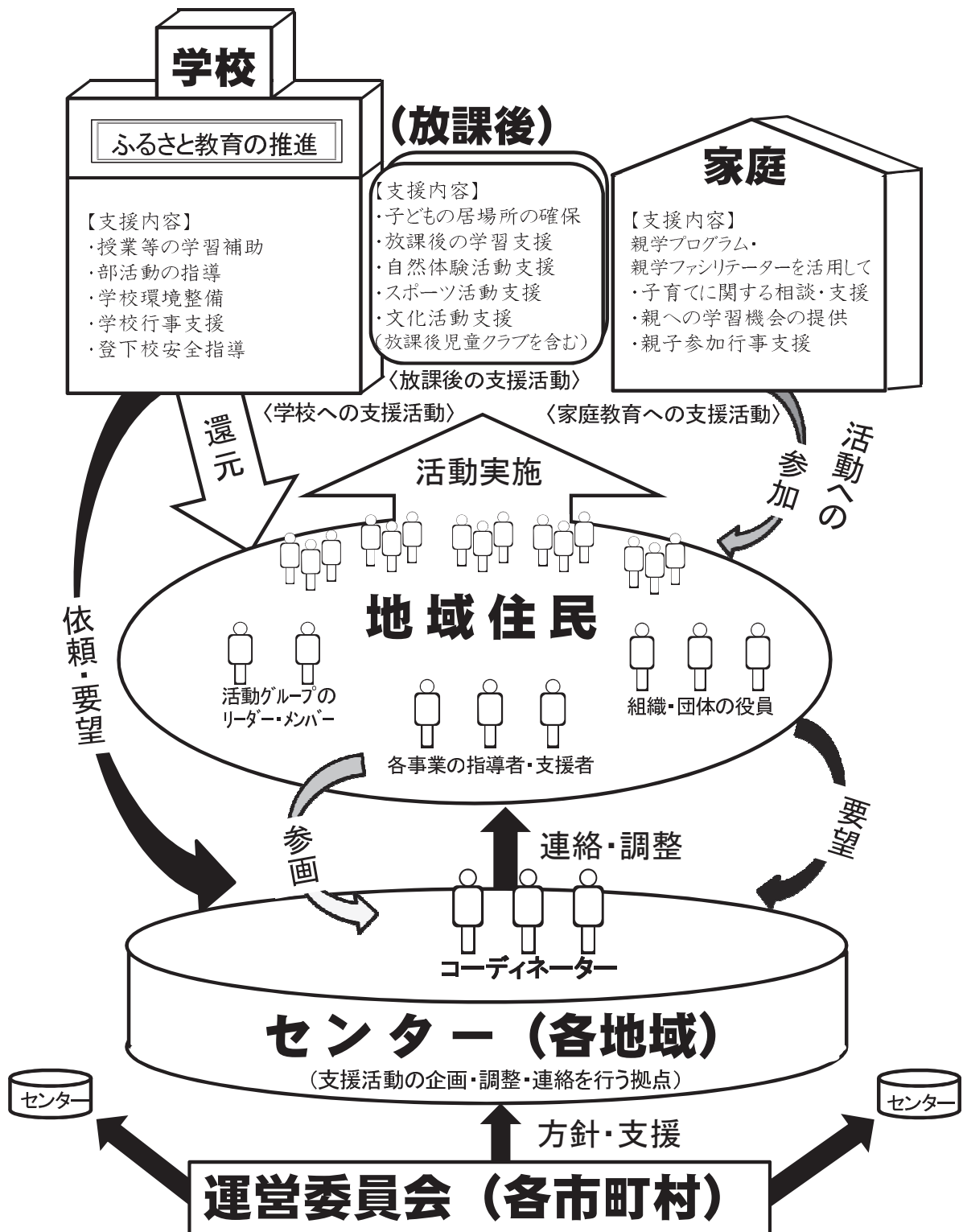
研修会の効果的な開催、人材バンクの管理と活用の一元化、諸団体との協力体制の構築等を進める。
- ④運営組織の一本化
 

効率よく、効果的に検討が進められるように組織を1つにする。

## 市町村独自の事業に発展させる



# 新たな仕組みづくりのイメージ図



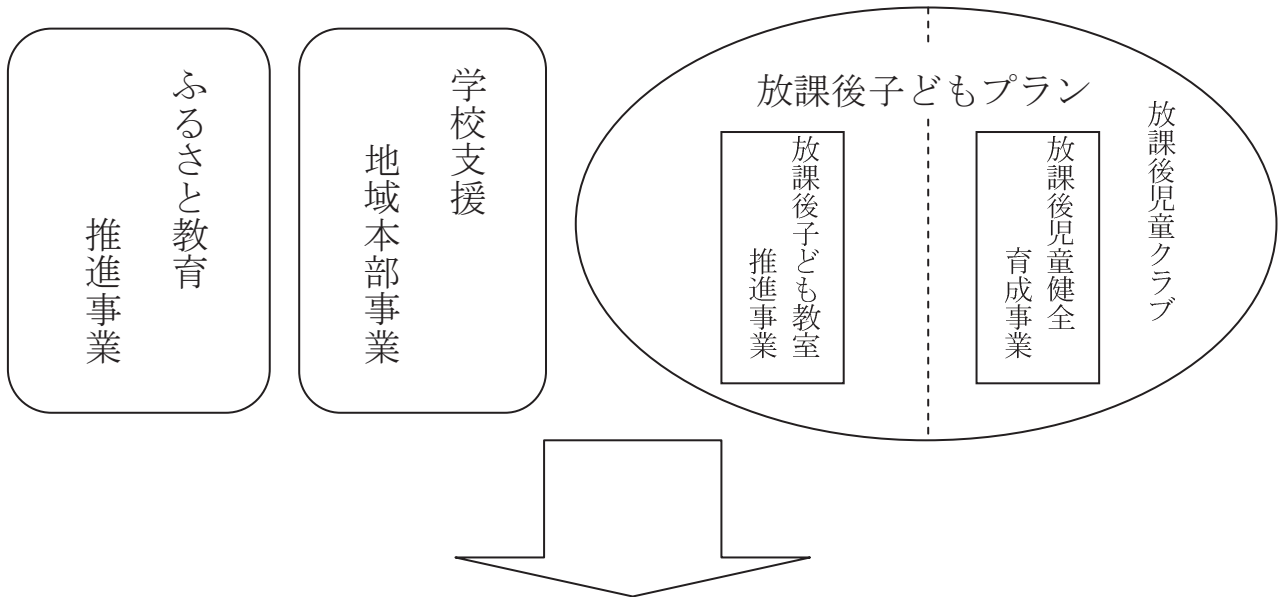
センターのイメージは、学校支援地域本部をモデルにしています。公民館やボランティアセンターのほかに、学校の空き教室にセンターを設置する地域もあるでしょう。

センターには、コーディネーターがいて、学校への支援活動、放課後の支援活動、家庭教育への支援活動に関するニーズや情報を集約し、総合的にコーディネートします。

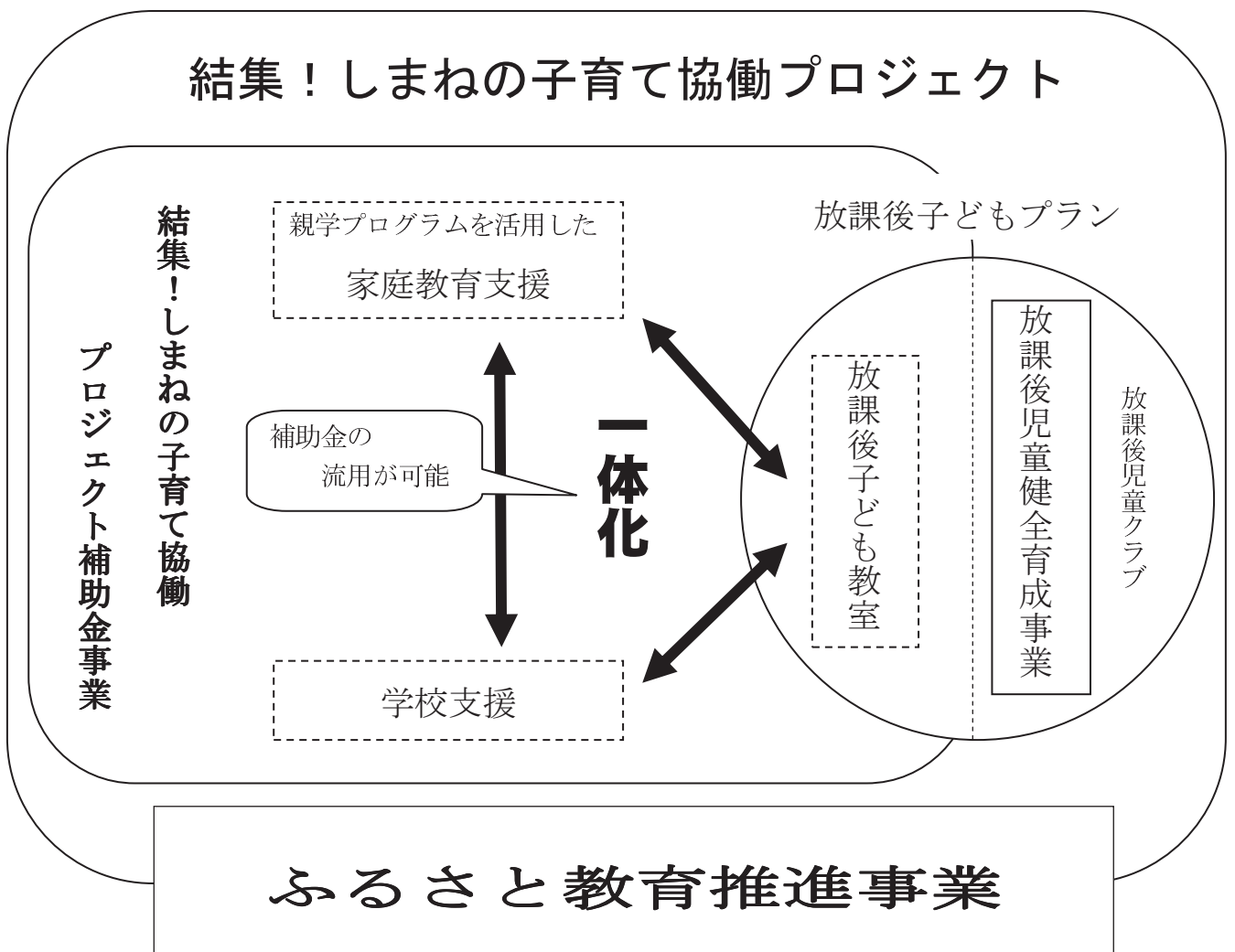
保護者や地域住民は、従来の事業ごとの活動ではなく、自分が希望する時間や内容に応じて活動することができます。

## 平成23年度と平成24年度の取組の比較

平成23年度「学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実」の取組

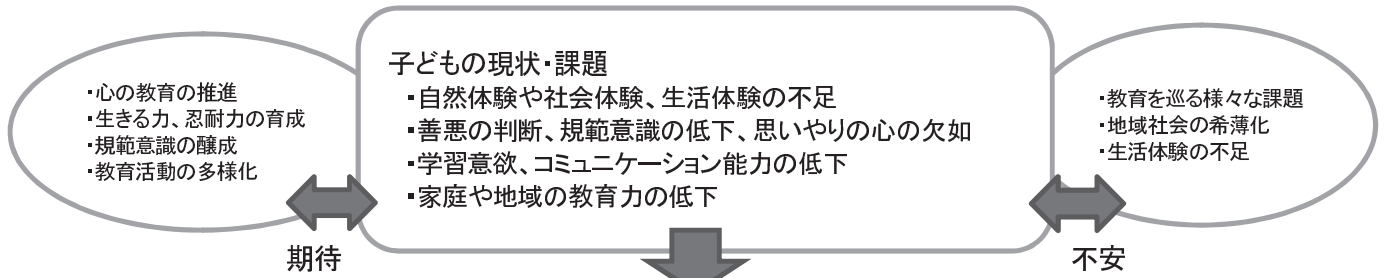


平成24年度「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の取組

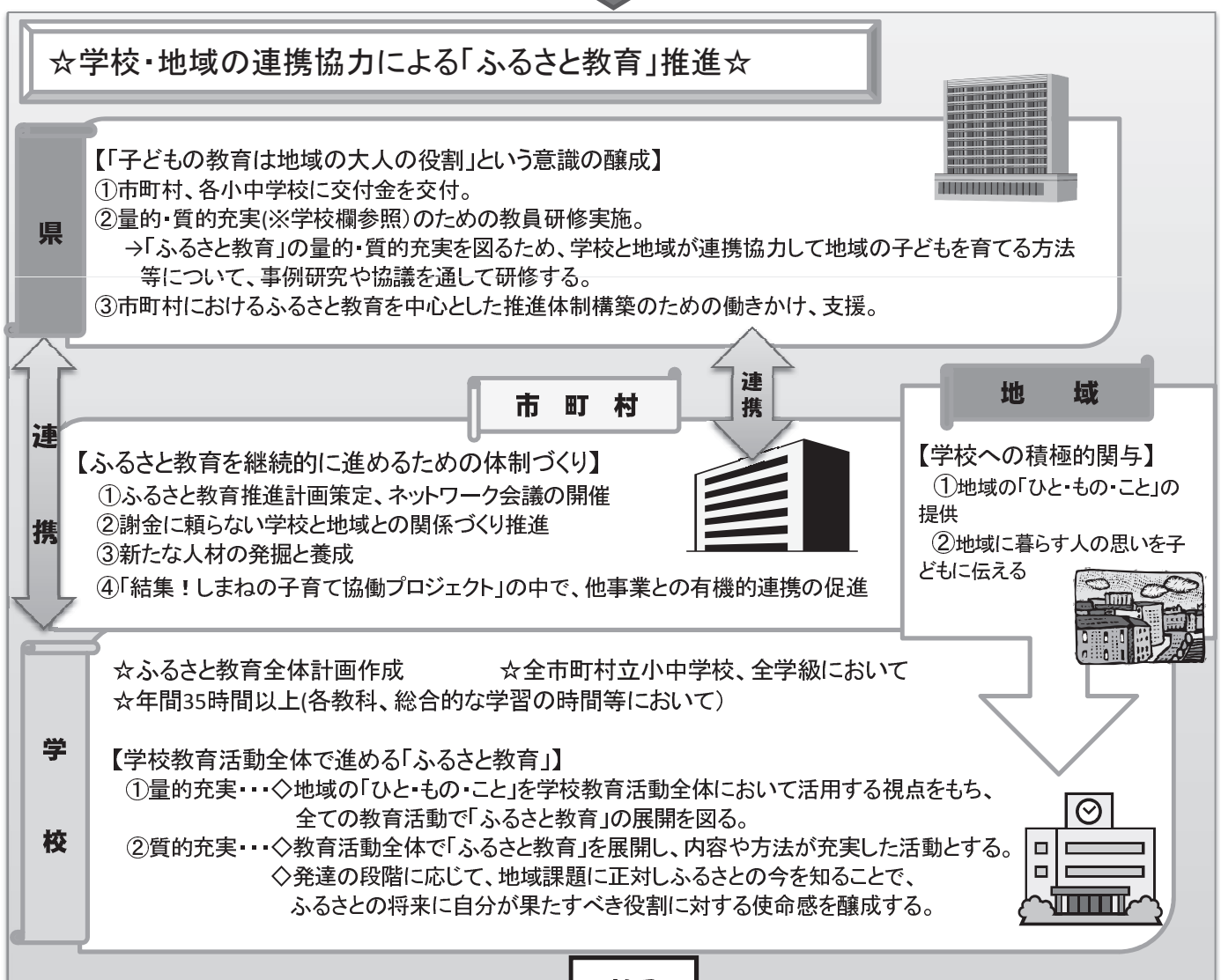


# ふるさと教育推進事業

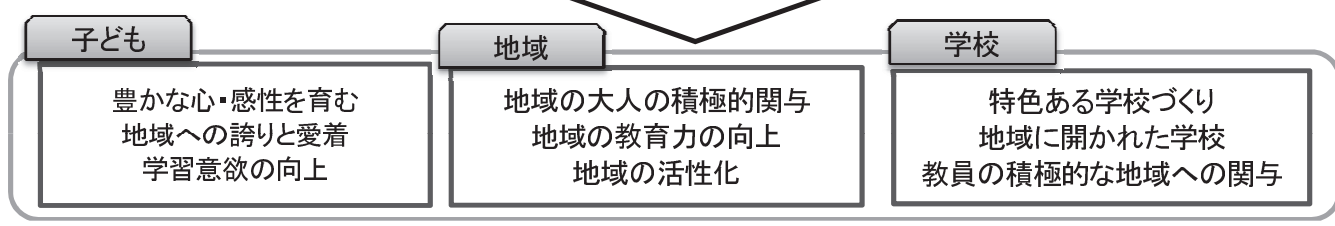
社会教育課



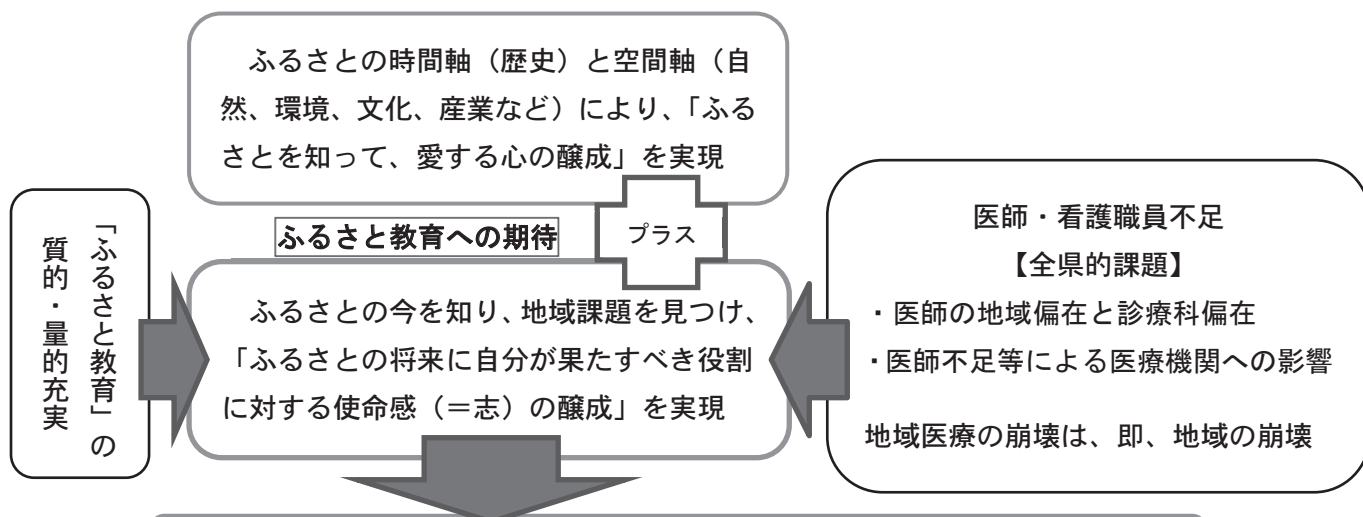
「しまね教育ビジョン21」  
 ☆ふるさと島根への愛着を深め、ふるさにと誇りをもつ子ども  
 ☆心豊かでたくましく、明日の島根を担う子ども



## 効果



## 地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」



### 地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」の推進

#### ◇ねらい

島根県の地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割について考えることができる。

#### ◇主な対象

小学校5・6年生及び中学校1年生

#### ◇内 容（例）

##### 1. 地域医療の現状及び課題を知る

- ① 島根県健康福祉部医療政策課作成資料「島根県の医療について」及びDVD「知ろう！学ぼう！医療の現場～明日のしまねを支える君たちへ～」の活用【県内全小中学校へ配布】
- ② 医療関係図書による調べ学習
- ③ 学校医等の医療従事者の講義

##### 2. ふるさとの将来に自分が果たすべき役割について考える

- ① 調べ学習等のまとめと発表
- ② 学校医等の医療従事者との懇談

##### 3. その他

医療現場の見学・体験（職場体験学習とのリンク）など

### 児童・生徒の発達段階と学校及び地域の実情に応じた実践（2～10時間程度）

#### ～地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」を実施する場合～

- ◆ 県はその活動に係る経費を通常のふるさと教育とは別に市町村を通して交付します。  
【平成24・25年度の2年間限定】
- ◆ 交付金額・・・小学校1校あたり10万円（上限）、中学校1校あたり20万円（上限）
- ◆ 対象経費・・・需用費（調べ学習用図書費【医療に関連する図書のみ】、資料代、文具等）、報償費（謝金）、旅費、役務費（郵便料、電信電話料、バス運賃等）、使用料（会場使用料、借り上げバス代等）  
※調べ学習用図書費は、小学校5万円、中学校10万円を上限とします。
- ◆ 申請方法・・・通常のふるさと教育に併せて実施計画書等を提出してもらいますが、それとは別に当該年度内に追加募集を行う予定です。
- ◆ その他・・・全小中学校へ配布する資料及びDVDの積極的活用をお願いします。

# 学校支援活動

## 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

ふるさと教育

有機的な連携

放課後支援

家庭教育支援

学校支援



地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

協力依頼

市町村運営委員会

学校支援

コーディネーター

調整

学校支援ボランティア(無償)

【学習支援活動】

【部活動指導】

【環境整備】

【登下校安全指導】



学校支援活動に参加する  
意欲のある地域住民が協力

【退職者】

【有資格者】(免許取得者)

(例) 教員、社会教育主事、司書、学芸員、情報処理技術者、保育士、看護師、栄養士 等

【様々な仕事・特技を持つ人】

(例) プロアマスポーツ経験者、海外勤務経験者、造園業、大工、レクリエーション指導、調理師、和裁・洋裁等

社会教育で学んだ成果を生かす場に

子どもと向き合う時間の拡充

地域の教育力の向上

学校支援 市町村別実施状況

(平成24年3月)

市町村名	事業実施										学校支援地域本部数										対象学校数										コーディネーター数																													
	H20					H21					H22					H23					H24					H20					H21					H22					H23					H24														
	○					○					○					○					○					4					4					4					4																			
1 松江市 (旧東出雲町)	○	○	○	○	○	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	34	34	34	34	35	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	25	25	25	25	25					
2 安来市						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3 出雲市 (旧斐川町)	○	○	○	○	○	13	13	13	13	13	1	1	1	1	1	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	36	36	36	36	36	37	37	37	37	37	40	40	40	40	40	15	15	15	15	15	24	24	24	24	26	1	1	1	1	1	23	23	23	23	23
4 雲南市	○	○	○	○	○	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5 奥出雲町						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 飯南町	○	○	○	○	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
7 浜田市	○	○	○	○	○	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9					
8 大田市	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
9 江津市	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
10 川本町						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
11 美郷町	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
12 邑南町	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
13 益田市	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
14 津和野町	○	○	○	○	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2										
15 吉賀町	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
16 海士町	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
17 西ノ島町	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
18 知夫村						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
19 隠岐の島町	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
県合計	17	17	17	17	17	48	48	48	48	48	104	104	102	102	101	101	102	102	101	101	102	102	101	101	102	102	252	252	245	245	234	234	234	234	229	140	140	140	140	140	185	185	185	185	185	233	233	233	233	233										
県内公立学校総数																																																												
対象校の全学校数に占める割合																																																												

※平成20～22年度は「学校支援地域本部事業」文部科学省委託事業として、平成23年度からは「学校・家庭・地域による教育支援活動促進事業」(文部科学省補助事業)として実施。  
 ※平成20～22年度の記載数値は各年度の実績報告書から、平成23年度の数値は平成23年度学校支援地域本部事業実施状況等調査から、平成24年度の数値は平成24年度版申請書から転記。(いずれも各市町村作成)  
 ※県小学校数・中学校数は、各年度の「学校基本調査」から公立校(分校を含む)数を転記。

# 島根県の放課後子どもプラン

平成19年度から国の放課後子どもプラン推進事業がスタートし、各市町村においては地域の実情に応じながら、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「放課後子ども教室」の開設も進み、着実にその推進は図られています。

## ◇島根の放課後子どもプランとは？

地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。

プラス

この取組を通して、次のような目的意識を持つことも大切です。

### ①地域の教育力の再構築

「放課後子どもプラン」は、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。

### ②学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築

学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、「放課後子どもプラン」を十分に活かしていく必要もあります。

### ③家庭の教育力の向上

保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

## ◇島根県では、次のように推進されることをめざしています。

1

社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。

2

国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取組が、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。

3

関係機関が、より連携を強め、取組の推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

例えば…、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携をはじめ、「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の他の事業との有機的な組み合わせ（検討の場等の一本化、合同研修会の実施、コーディネーターの兼務、各事業の枠を超えた相互連携活動等など）により、地域全体で子どもの育ちを支える教育支援活動等が推進されることをめざします。



# ◇プラン推進のポイントは「地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくり」です。

## 放課後子どもプランの進め方



1  
地域の子どもたちにとって、「放課後や休日に安全で安心できる生活の場があるのか。」「異年齢など多様な関わりや群れて遊ぶ機会があるのか。」「様々な活動や体験の機会があるのか。」など、放課後や休日の地域での過ごし方について地域（小学校区程度）で検討する場を作る。

2  
検討をもとに地域ごとに子どもたちの生活や活動の形をプランニングする。

3  
プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組む。

## 「検討の場」を地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

※関係者：放課後子ども教室や放課後児童クラブの関係者、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者（公民館等）、児童福祉関係者、PTA関係者及びスポーツ少年団関係者や子ども会関係者など、放課後や休日に地域の子どもたちと関わる多くの地域住民

例えば…

- ① 特別な支援が必要な子どもの様子やニーズ等を把握し障がいのある子どもや不登校の子どもたちもともに地域で活動できる取組にするためには、学校と家庭だけの連携ではなく、放課後や休日に子どもたちと関わる子ども教室や児童クラブ、そしてスポーツ少年団や子ども会、公民館などの関係者も相互に連携する必要があります。
- ② 保護者が子ども教室や児童クラブなどを単に便利なサービスの享受と考えるのではなく、できるだけ積極的に地域の取組に関わっていく姿勢をもつためにも、検討の場にPTA関係者が参加するのはもちろんですが、検討の場を通して放課後や休日に子どもたちに関わる多くの関係者が「保護者と地域との接点」や「保護者の参画」を意識することも必要です。
- ③ 学校も地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという思いをさらに強くするためにも、検討の場を通じた家庭・地域社会との連携強化が必要になります。

10市町115校区に設置

## ◇プラン推進のポイントは「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の活用です。

放課後子どもプランは地域の実情に応じ、地域にある既存の組織や取組などをうまく活用・連携しても進めていくことはできます。しかし、国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」という2大メニューを活用することは大きなポイントです。

### 「放課後子ども教室」

放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

17市町 169 教室開設（24年2月現在）

### 「放課後児童クラブ」

放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学しているおおむね10歳（小学3年生）未満の児童）に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

17市町 194 教室開設（24年2月現在）

※国庫補助対象外クラブを含む

☆両事業で約86%の小学校区をカバー（24年2月現在）



# 放課後子どもプランに関わる検討の場等の設置状況

…設置または策定

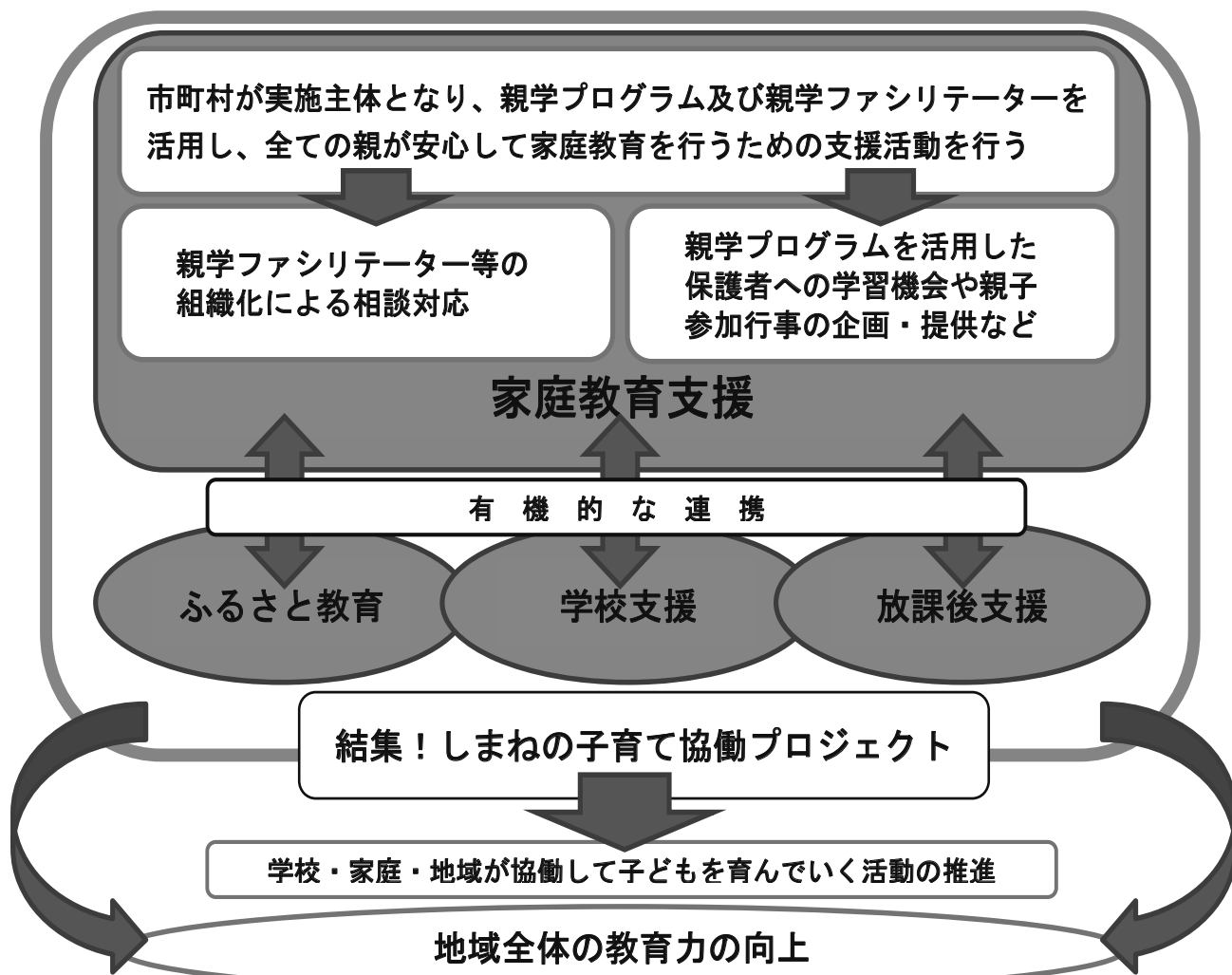
(平成24年2月現在)

	補助事業のいづれかを実施している										市町村レベルの運営委員会・検討委員会等、検討の場を設置している										市町村レベルで子どもプラン事業計画・基本計画等を策定している									
	h19	h20	h21	h22	h23	h24(予定)	h19	h20	h21	h22	h23	h24	h19	h20	h21	h22	h23	h24	h19	h20	h21	h22	h23							
松江市	両方	両方	両方	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置 (16校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)	小学校区レベルでも設置 (2校区)	小学校区レベルでも設置 (2校区)	小学校区レベルでも設置 (2校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)													
(旧東出雲町)	クラブのみ	両方	両方	両方	両方	両方			小学校区レベルでも設置 (2校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (29校区)	小学校区レベルでも設置 (29校区)																		
安来市	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ																								
出雲市	両方	両方	両方	両方	両方	両方	小学校区レベルでも設置 (14校区)	小学校区レベルでも設置 (15校区)	小学校区レベルでも設置 (15校区)	小学校区レベルでも設置 (15校区)	小学校区レベルでも設置 (23校区)	小学校区レベルでも設置 (23校区)	小学校区レベルでも設置 (14校区)	小学校区レベルでも設置 (14校区)	小学校区レベルでも設置 (15校区)	小学校区レベルでも設置 (15校区)	小学校区レベルでも設置 (23校区)	小学校区レベルでも設置 (23校区)												
(旧斐川町)	両方	両方	両方	両方	両方	両方		中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)	中学校区レベルでも設置 (28年4月・2校区)												
雲南市	両方	両方	両方	両方	両方	両方	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)	小学校区レベルでも設置 (20校区)												
奥出雲町	両方	両方	両方	両方	両方	両方																								
飯南町	両方	両方	両方	両方	両方	両方	小学校区レベルでは設 置 (2校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)												
浜田市	両方	両方	両方	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)												
大田市	両方	両方	両方	両方	両方	両方	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (4校区)												
江津市	両方	両方	両方	両方	両方	両方	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)												
川本町	両方	両方	両方	両方	両方	両方																								
美郷町	教室のみ	教室のみ	教室のみ	教室のみ	教室のみ	教室のみ																								
邑南町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ																								
益田市	両方	両方	両方	両方	両方	両方	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)												
津和野町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ																								
吉賀町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ																								
海士町	両方	両方	両方	両方	両方	両方																								
西ノ島町	両方	両方	両方	両方	両方	両方																								
知夫村	両方	両方	両方	両方	両方	両方																								
隠岐の島町	両方	両方	両方	両方	両方	両方																								
計	20	20	20	20	20	19	14	16	19	19	19	13	14	16	19	19	19	19	19	19	19	19	10							

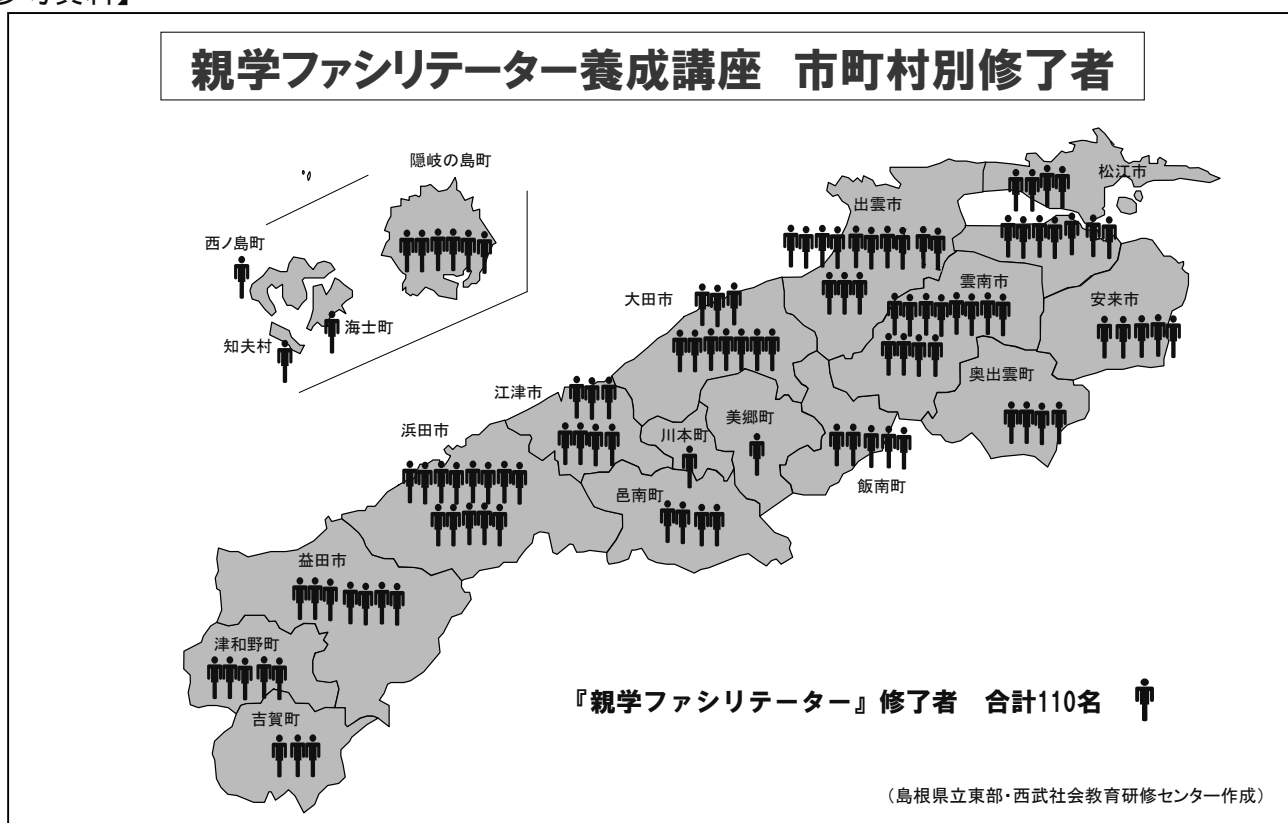
(平成24年2月島根県教育庁社会教育課実施 放課後子どもプラン及び放課後子ども教室実施状況市町村アンケートより)



# 家庭教育支援事業



【参考資料】



# 実証! 「地域力」醸成プログラムとは…

島根県教育庁社会教育課

## 【 課題意識は… 】

### ■ 「地域力」が、真正面から問われています。

- (1) いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの教育をめぐる現代社会の危機的状況は、様々な要因が複合的・重層的に絡み合っており、一種の「社会病理現象」とでも言うべき様相を呈しています。
- (2) この深刻な事態を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分に自覚し相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、社会総がかりで教育力を再生していく必要があります。
- (3) すなわち、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)が、真正面から問われる状況にあると考えます。
- (4) このため、モデル公民館の具体的活動を通じて「地域力」醸成のプロセスを実証することにより、「地域力」の重要性について世論を喚起したいと考えます。

### ■ 公民館には、「地域力」を醸成するソフトウェアがあります。

公民館には、地域の課題解決に向けて住民を巻き込み、主体的な学習・実践活動に結びつけていくソフトウェアがあります。

- (1) 地域課題(地域福祉、安全安心、環境、子育てなど)を住民自ら解決していく
- (2) 地域づくりに意欲を燃やす住民・NPO法人等が集まってくる
- (3) 子どもから高齢者まで幅広い世代の住民を巻き込む

(注)「地域力」とは、住民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に結びつけていく力、すなわち自治・自立の理念に基づく地域の底力のことを表しています。最近、「ソーシャル・キャピタル」という呼称でも注目を集めています。

## 【 公民館を取り巻く状況は… 】

### ■ 閉塞感打破への期待感があります。

- (1) 実感の乏しい景気回復。財政縮小に伴い地域は疲弊しています。
- (2) 限界集落の増加、著しい少子高齢化、若者の県外流出が進んでいます。
- (3) この閉塞感を打破し、地域の元気を取り戻してほしいという強い期待感があります。

## ■ 市町村合併後の地域の自立を模索する動きが出てきました。

- (1) 市町村合併後の慌たしさはおおむね収束しました。市町村議員定数の縮減など、地域に密着した「世話役」機能が後退しています。
- (2) 自立した地域づくりを急がなければ、広域化した行政区域の中で埋没してしまいかねない、といった危機感があります。

## ■ 子どもの教育をめぐる深刻な「社会病理現象」が見られます。

- (1) **家庭**は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。
- (2) **学校**は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあります。
- (3) **地域**は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

(注)「**社会病理現象**」とは、いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、複合的・重層的要因によって生じている教育の危機的状態を表わしています。

## ■ 地域の大人が子どもの教育に関わっていく兆しが見られます。

- (1) このような状況の中、島根県では、次のような取り組みが進んできました。
  - ①「**ふるさと教育**」では、地域の大人たちが学校の教育課程（総合的な学習など）に積極的に関わりながら「**地域を学ぶ・地域で学ぶ・地域に学ぶ**」ための学社連携・融合の取り組みを、県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で実施しています。
  - ②「**学校支援地域本部事業**」では、学校と地域との連携協力体制を構築し、地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備しています。
  - ③「**放課後子どもプラン**」では、「**地域の子どもを地域で育む**」取り組みを進め、年齢の異なる子どもたちが体験・交流する場を提供しています。
- (2) 平成24年度からは「**結集!しまねの子育て協働プロジェクト**」がスタートし、地域の「**ひと・もの・こと**」の情報バンクである公民館がそれぞれの活動に深く関わっていきます。

## ■ 公民館活動は、地域によって大きな格差・温度差があります。

- (1) おおむね小学校区単位に設置され、地域住民と密着した公民館の活動は、市町村合併後の地域において「最後の砦」となる貴重な社会資源です。
- (2) それぞれの沿革から、設置運営形態（公設公営方式、公設自主運営方式など）や、所管部局（教育委員会所管、首長部局所管）、職員体制（市町村職員、協議会職員）など、多種多様な方法で運営されています。

- (3) 行財政改革や、各種行政サービスのレベル調整の一環として、公民館の予算・人員の削減や公民館再編・統合の動きも散見されます。
- (4) 社会教育施設としての本来の姿である主体的な学習・実践活動よりも、行政の出先機関的な役割が優先されがちな傾向も見られます。

## ■ 事業の実績及び効果

### ①モデル公民館の選定

- ・県内の公民館から公募した企画提案を審査するため、公開で企画プレゼンテーション大会を開催。
- ・大会には、提案者だけでなく、県内の公民館職員、社会教育関係者、県・市町村の職員等が250名程度参加。「地域力醸成」を目指す公民館の熱意・意欲を体感し、今後の公民館活動の方向性を考える上で貴重な機会となっている。

#### 【選定実績】

	H19	H20	H21	H22	H23	計
応募数	24件	24件	15件	15件	18件	96件(159館)
選定数	12件	12件	13件	10件	11件	58件(110館)

※県内公民館等数：347館

### ②実証事業の情報発信及び効果

- ・モデル公民館の選定から具体的な実践活動に至るまで、事業の様々な段階においてマスメディアで紹介されたほか、県のホームページ等を通じた広報を展開し、公民館活動に関する情報発信が拡大している。
- ・公民館の存在意義・役割について再認識する動きや、公民館を活用した地域課題解決の取組が広がり、住民自治活動の気運醸成に繋がっている。
- ・公民館職員の意欲の向上にもつながり、公民館を核に地域住民の参画と協働を進めている。

※平成22年度事業延べ参加者数 32,389名

※平成24年度は、これまでの成果を全県的に波及させていくため、事例を丁寧にも再検証し、地域力醸成のノウハウを調査・研究します。

## ■ 今こそ公民館活動に光を当てる必要があります。

- (1) 公民館活動の歴史は終戦直後に遡ります。公民館は、青年団、婦人会とともに戦後復興の原動力となった学習運動が原点です。つまり単なる箱モノではなく、住民の自主性・主体性に立脚した住民自治活動であり、現在の地域づくりの理念とも相通するものです。
- (2) しかし、公民館制度創設から60年近く経過する中で格差・温度差が拡大し、全国的にも逆風が吹き荒れていると言われています。
- (3) こうした状況のもと、公民館活動が永年にわたって培ってきた「地域力」醸成の取り組みに光を当てることにより、地域の大人を巻き込んだ学習・実践活動の重要性について、広く県民の皆様にも再認識を促したいと考えます。



## 選定モデル公民館

年度	公民館等の名称	実証事業のテーマ
平成21年度	松江市朝日公民館	地域文化を語り、在住外国人と私たちが共生できるまちづくり
	松江市本庄公民館	親子で家族で地域で中海の再生 ～水辺の楽校プロジェクトへの参画～ <b>子育て支援枠</b>
	浜田市公連・旭自治区会	「あさひ 楽々教養講座」 知る楽しみ・伝える楽しみ
	浜田市国府公民館	国府地区 人の輪プロジェクト ～地域の事も体験を通して世代のバトンをつなぐ～
	浜田市井野公民館	みんなで守り育てる「井野の宝 山菜」～身近な「山菜」をみんなで「井野の宝」へ育て、人がふれあう自慢のふるさとづくりをすすめる～
	出雲市鳶巣コミュニティセンター	「縁∞絆」協働によるまちづくり ～命輝く鳶巣 永久に幸あれ～
	益田市191交流協議会「輝」	みどり輝く里山の 心をつなぐ いろは街道 仲間とつくりあう明るい未来
	益田市都茂公民館	父ちゃんの背中ではつかいぞ！&母ちゃんの心はあったかいぞ！～体験を通じて親の輪、親子の輪、地域の輪づくり～ <b>子育て支援枠</b>
	益田市小野公民館	「ひとまるの里 小野っ子」の確かな成長を目指して ～子どもの現状把握に基づいた、親学と子どもの体験活動支援を広げる～
	大田市仁摩公民館	声かけて、笑顔で創る「ふれ愛の郷・仁摩Ⅲ」～地域の安心・安全ネットワークの充実をもとめて～
	安来市広瀬交流センター	「ひろせ愛を広めたい」～住んで良かった わがまちひろせ～ 地域への愛着を深め、地域活性化・まちおこしに取組む
	江津市さくらえ公民館連絡会	世代間・地域交流を通じた地域活性化
雲南市加茂交流センター	「活力と魅力溢れる地域づくり」 家庭教育を軸として 多くの人々との多様な交流を通じて	
平成22年度	浜田市周布公民館	「煌めけ☆周布!!」～スポーツを通して地域の健康づくり～
	浜田市安城公民館	「弥栄で生きて生かされる」誰もが安心して“弥栄で生きてよかった”と思える町になるために…
	浜田市三隅公民館	三隅氏復活プロジェクト「三隅伝 いにしえからの叫び」～三隅氏が輝いていた中世の歴史を語り継ごう～ <b>子育て支援枠</b>
	浜田市岡見公民館	伝承・伝播・伝達 てんでつたえに じげ岡見 ～ふるさと岡見を 次から次へ～
	浜田市白砂公民館	「もったいない」で再生する地域の絆 ～受け継ごう 先人の思い 語り継ごう 次世代へ～
	益田市北仙道公民館	一人ひとりがつながり、地域は地域で守る、活気あふれる北仙道
	大田市温泉津公民館	まちのすべてが学びの場 ～「温泉津いろは楽校」2年生!～
	飯南町赤来地区公民館協議会	伝えよう 囃子の音を後世に、広げよう 囃子の音で地域の輪!! ～囃子笛 伝承教室～
	邑南町公民館連絡協議会	ふるさとまるごと博物館プロジェクト ～伝えたいこの子らに～「われら道ばた学芸員」 <b>子育て支援枠</b>
隠岐の島町都万公民館	高齢者だからこそできる地域づくりは、自分自身が光(高)齢者になることから!!	
平成23年度	浜田市今市公民館	子ども活動が地域をつなぐ! ～子どもの笑顔をどまんなか～
	浜田市美川公民館	きてみんさい! 山里を活かすイキイキ美川 ～すんで元気・訪れて元気～ <b>中山間地域実践枠</b>
	出雲市荒木コミュニティセンター	あらかきブック&ネット・すぺーす 「荒木・みんなの居場所づくり事業」
	益田市真砂公民館	公民館・学校・地域商社との協働による地域運営の仕組みづくり <b>中山間地域実践枠</b>
	大田市中央公民館	中高生のための「大田中央“絆プログラム”」～未来へつなげる地域の絆～
	大田市久利まちづくりセンター	産直市を通じた高齢者の生きがいづくりと交流による地域力の再生! <b>中山間地域実践枠</b>
	大田市馬路まちづくりセンター	地域を生かした情報発信と受入れによる醸成事業 <b>中山間地域実践枠</b>
	大田市温泉津まちづくりセンター	大学生との交流機会を通じた地域のまちづくりの推進・定住交流人口拡大・雇用創出と伝統文化の保存継承 <b>中山間地域実践枠</b>
	奥出雲町三成中央公民館	キバメ! キコハチ群談 in みなり ～炭焼き窯のけむり便り～
津和野町左鏡公民館	人との絆を深め、安全・安心な地域づくりを ～近隣の助け合いから地域の防災づくり～	
西ノ島町中央公民館	牧畑(まきはた)がつなぐ人と人 ～夫(ぶ)の精神(こころ)に学ぶ～	

※平成19年度選定モデル公民館：松江市城北公民館・松江市白湯公民館・松江市法吉公民館・浜田市石見公民館・浜田市安城公民館・出雲市鳶巣コミュニティセンター・大田市福波公民館・安来市島田交流センター・雲南市西日登交流センター・邑南町公民館共同事業・吉賀町蔵木公民館・隠岐の島町公民館共同事業

平成20年度選定モデル公民館：松江市古志原公民館・松江市玉湯公民館・松江市来待地区公民館・浜田市美川公民館・浜田市公連金城自治区会・益田市安田公民館・大田市中央公民館・飯南町頓原公民館・美郷町公民館連絡協議会・津和野町左鏡公民館・吉賀町朝倉公民館・海士町中央公民館

※平成19年度～平成23年度 応募総数 96カ所 (159館) 選定数 58カ所 (110館)

# 実証！「地域力」醸成プログラム

## 課題意識

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた  
「地域力」醸成のノウハウを結集しよう

【社会病理現象】いじめ、自殺、不登校、児童虐待、学力低下、体力低下、生活リズムの乱れ、引きこもり、社会体験の不足など

地域教育力が低下していると認識している人の割合：55.6% 低下している要因…個人主義が浸透しているため：56.1%  
(出典)「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月 文科省)

- 閉塞感打破への期待感
- 市町村合併後の地域の自立に向けた動き
- 子どもの教育を巡る「社会病理現象」
- 地域に根ざした住民自治活動の再興の必要

公民館には「地域力」を醸成するソフトウェアがある

モデル事業による実証

## 実証事業

大人世代を巻き込む！

### 【趣旨】

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ(=地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に大人世代を巻き込んでいく仕組み)をモデル公民館を選定して実証することにより、「地域力」の重要性について世論喚起

### 【事業内容】

- ①モデル公民館の選定件数：38カ所程度(継続21カ所・新規17カ所程度)
- ②選定方法
  - ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
  - ・選定委員会は、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成
  - ・公民館職員、地域住民、NPO法人、社会教育主事等の英知を結集して企画内容を精査
- ③実施段階での支援
  - ・公民館、地域住民等の自主性・主体性を精一杯引き出すことを基本とする
  - ・必要に応じて、社会教育関係者が、重点的に現場を応援
  - ・実証事業に要する経費について、モデル公民館の実情を踏まえて助成
  - ・「ふるさと教育」、「放課後子どもプラン」など県教委重点事業においても、公民館活動との連携を一層強化
- ④選定・実証・成果検証に至るプロセスの情報発信
  - ・モデル公民館の選定から実証事業、成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る

### 【事業規模】

- ・島根県公民館連絡協議会へ事業委託として8,700千円【平成24年度予算】
- ※上記に加えて「中山間地域実践枠」、「地域の歴史・文化枠」など11,427千円 計20,127千円

## 公民館活動に光をあてる意義

- ① 住民主体の学習活動に結びつくことで、息の長い取り組みにつながる。→ 大人の意識改革
- ② 熱意ある住民・NPO法人等と公民館との接点を拡大し、継続的な人材交流が生まれる。
- ③ 地域の課題が深く掘り下げられ、奇をてらわない実効性のある取り組みになる。

「地域力」醸成の気運→地域の元気を取り戻す



# 平成 24 年度 ふるまい向上プロジェクトに関わる取組

社会教育課

## 1 「ふるまい向上プロジェクト」社会教育課の取組（計 5,170 千円）

### ◎親学プログラムの普及・拡大

「しまね学習支援プログラム」（通称：親学プログラム）を活用した学習活動が P T A 研修や公民館等多くの保護者や住民が集まる機会においてさらに積極的に行われるようにするために、「親学ファシリテーター」を養成を拡大するとともに、養成した「親学ファシリテーター」を派遣して地域における家庭教育支援やふるまい向上に関する学習活動の支援を拡大する。

### ◎公民館ふるまい向上プロジェクト助成拡大

地域住民を対象とする「ふるまい向上」（作法、しつけ、ことばづかい等）に関わる研修会や学習活動を実施しようとする公民館等に助成の拡大を行い、地域社会での「ふるまい向上」に向けた意識啓発をさらに行う。

## 2 親学プログラムの普及・拡大（3,070 千円）

### ○ 事業内容

#### ①親学ファシリテーターの養成拡大

親学ファシリテーター養成研修（2日間×数回）を開催し、1年間に120名の親学ファシリテーターを養成する。（目標養成人数：3年間で240名／小学校区に1名）

#### ②親学ファシリテーターの派遣拡大

親学ファシリテーター養成講座修了者に対し、フォローアップをしながら、「親学プログラム」を活用した研修会等への派遣を拡大することにより、市町村における研修会や公民館等の学習活動、保護者会や P T A 研修、教職員研修、職場研修などを企画・実施する人の支援を拡大する。

#### ③親学プログラム（完成版）の周知

県内へのチラシの配布及び学校等への訪問により、完成した親学プログラムの広報を積極的に行い、その活用を促す。

## 3 公民館ふるまい向上プロジェクト助成拡大（2,100 千円）

### ○ 事業内容

「ふるまい向上」に関わる公民館関係者向け研修の開催や公民館単位に実施する活動を助成する。

・助成 @5万程度×40公民館程度

※1公民館10万円を上限とする。

※3年間で100館（県内公民館の約1/3）への助成を目標とする。

※事業実施エリアは、1公民館区または小学校区を原則とする。

※助成額については、県公連事務局において事業計画書の内容を審議の上決定する。

### ○ 実施主体

島根県公民館連絡協議会・・・委託（説明会及び助成に関わる審査、事務）

## 4 その他

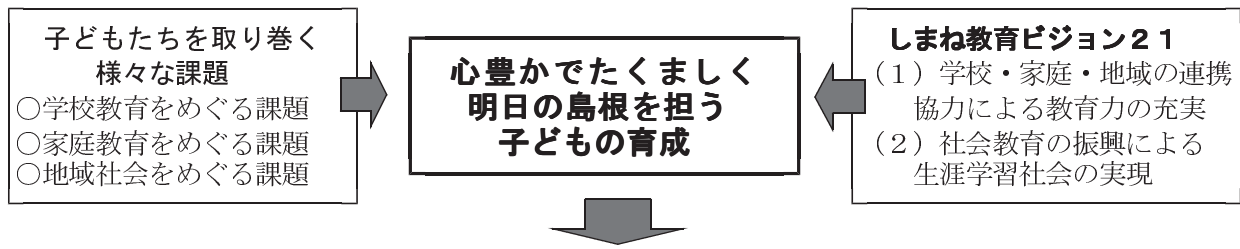
### ① P T A 組織への意識啓発

保健体育課健康づくり推進室が実施する「乳幼児期からの生活習慣づくり事業（P T A・保育所保護者会を対象としたモデル事業）との連携・協力及び島根県 P T A 合同連絡協議会への働きかけや研修会の開催により、単 P T A へのふるまい向上に対する意識高揚を図る。

### ②社会教育施設における意識啓発

県立図書館、県立青少年の家、県立少年自然の家での主催事業等において、社会教育研修センターと協力しながら、親学プログラムを組み入れた親子体験参加型イベント等を企画・実施するなどの親のふるまい向上に対する意識高揚を図る。

# 社会教育主事派遣制度の概要



## 県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

### 【重点項目】

- ①学校・家庭・地域が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③市町村合併後の地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進

### 【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
  - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
  - 県教委の重点施策（結集！しまねの子育て協働プロジェクト等）の推進
  - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
  - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
  - 子どもたちを支える地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
  - 青少年教育事業の企画、立案、運営
  - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
  - 公民館主事等社会教育関係者の養成 等

### 【派遣者数と派遣先】（平成24年度）

- ◆派遣者数 22名
- ◆派遣先市町村数 6市9町1村

### 【派遣期間】

原則として4年以内

## 期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
  - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
  - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
  - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
  - 地域の教育力の向上
  - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
  - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくり
  - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進

## 社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	← 派遣社会教育主事(県負担10/10)			→ 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2)										→ 派遣社会教育主事(市1/2、町村1/4)				市町村名						
			1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012							
			H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24							
松江	松江市	松江市				1	1	1	1	1	1	5	4	4	4	4	4	4	4	4						
		鹿島町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
		島根町		0.5	0.5																					
		美保関町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
		八雲村	1		1	1	1	1	1	1	1															
		玉湯町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
		宍道町		0.5	0.5	1	1	1																		
		八束町				1	1	1	1	1	1															
東出雲町	東出雲町			1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1										
安来市	安来市	1	1												1	1	1	1								
	広瀬町																									
	伯太町																									
出雲	出雲市	出雲市										3	2	2												
		平田市	1	1	1	1	1	1	1	1																
		佐田町			1	1	1	1	1	1																
		多伎町	1	1	1	1	1	1	1	1																
		湖陵町		1	1																					
		大社町	1	1	1	1	1	1	1	1																
	斐川町	斐川町	1																							
	雲南市	大東町	1	1	1							3	2	2	2	2	2	2	2							
		加茂町	1	1	1	1	1	1	1	1																
		木次町	1					1	1	1																
		三刀屋町	1			1	1	1																		
吉田村			1	1	1	1	1	1	1																	
奥出雲町	掛合町	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1	1									
飯南町	横田町	1	1	1											1	1	1	1								
	頓原町	1	1											1												
	赤来町			1	1	1	1	1	1	1																
浜田	大田市	大田市						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
		温泉津町				1	1	1	1	1	1															
		仁摩町	1	1																						
	浜田市	浜田市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	3	3	3	2							
		金城町		0.5	0.5				1	1	1															
		旭町	1		1	1	1	1	1	1	1															
		弥栄村	1			1	1	1	1	1	1															
	江津市	三隅町		0.5	0.5	1	1	1																		
		江津市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1		1	1	1											
		桜江町	1	1	1																					
		川本町	川本町	1		1	1	1	1	1	1	1	1							1						
美郷町	邑智町		1	1	1	1	1	1	1	1								1								
	大和村	1	1	1														1								
	羽須美村		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1																
	瑞穂町		0.5	0.5							1	1	1													
	石見町	1	1				1	1	1	1																
益田市	益田市				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	美都町	1																								
	匹見町	1	1		1	1	1																			
	津和野町	1			1	1	1	1	1	1									2	1	1	1	1	1	1	1
	日原町		0.5	0.5					1	1																
吉賀町	柿木村										1	1			1	1	1	1								
	六日市町		0.5	0.5					1	1																
	海士町	海士町	1	1	1	1	1	1	1	1					2	2	2	2								
隠岐	西ノ島町	西ノ島町		0.5	0.5											1	1									
	知夫村	知夫村		0.5	0.5	1	1								1	1	1									
	隠岐の島町	隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1								
	派遣者数		29	29	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22							
市町村	市	2	4	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	6								
	町村	26	30	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10								
			28	34	35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16							

# 子ども読書活動の推進

## 特別支援学校

特別支援教育室

### 特別支援学校図書館フレッシュアップ事業

《予算額 15,513千円》

- 環境整備員配置
- 図書・書架の整備
- 担当者研修

(支援)

## 高等学校

高校教育課

### 県立高校図書館教育推進事業

《予算額 28,105千円》

- 県立高校司書配置事業
- 学校図書館人材育成事業
- 司書教諭養成事業

(支援)

## 小・中学校

義務教育課

### 子ども読書活動推進事業

《予算額 144,172千円》

- 学校司書等配置事業
- 学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究事業

(学校司書等研修の実施)

(調べ学習用図書の貸出)

## 県立図書館

社会教育課・県立図書館

### 子ども読書活動推進事業

《予算額 50,608千円》

#### H24 新規 家庭における未就学児の読書習慣の定着

- 0歳～6歳用図書の購入・貸出
- 未就学児のための図書コーナー整備費助成
- 体験・啓発イベントの開催
- 親子読書普及員の養成
- 読み聞かせボランティアや保育士等への研修

貸出

貸出

貸出

市町村立図書館

家庭での読み聞かせ

産科病院、3歳児健診、子育て支援センター、幼稚園、保育所等

- 親への読み聞かせ体験
- 子どもへの読み聞かせ

- ◇ 「ねえ！この本読んで。」プロジェクト
- ◇ 「読みメン」プロジェクト

目指すところは…

**家庭で、子どもが親に絵本の読み聞かせをせがみ、  
親が子どもに絵本の読み聞かせをすること**

継続する（習慣化する）ために必要なこと  
①親への普及啓発（『子どもは絵本が大好き』）  
②読書環境の整備（良い本が身近にあること）

気に入った絵本を子どもが  
家へ持ち帰ることができる  
「本の宅配」の仕組みを作る  
＝  
本を読んで欲しいと願う  
子どもの心のエネルギーで  
人や本を動かす仕組み

幼稚園や保育所、子育て支援セン  
ター等で、大人（読み聞かせボラ  
ンティアや保育士など）が園児  
（乳幼児）への絵本の読み聞かせ  
を行い、その場でその読み聞かせ  
した本を貸し出す。

産科医院や母親学級、公民館、  
育児サークル等で、プレパパや  
プレママ、乳幼児を持つ親、祖  
父母に向けた啓発活動を実施。  
読み聞かせに最適な絵本を使い  
体験する機会を提供。

とりわけ父親にスポットを当て、  
子どもと密接にふれあい絆を深  
める絵本の読み聞かせの楽しさ  
を体験してもらい、絵本を使っ  
た子育てへの参画を促す  
＝  
読みメンはイクメンへの第一歩

**「ねえ！この本読んで。」プロジェクト**

- 県立図書館が選書した絵本990冊を市町村立図書館等に寄託
- 市町村において、幼稚園、保育所等での巡回活用や親子が集まる  
場所への貸出利用

1セット(箱)に10タイトル×複本3冊=30冊  
1市町村あたり35セット

**「読みメン」プロジェクト**

- 産科医院等での読み聞かせ体験会や絵本展示会、小児病棟での  
読み合い等（親の集まり・親子の集まりなど様々な機会を活用）
- 体験・啓発イベント（あすてらす 8月5日）

**プロジェクトを推進するための取組の例**

- 選定した絵本を紹介するリスト冊子の作成、配布（6月までに実施）→ 県立図書館に納入された図書を展示（8月）
- 未就学児のための図書コーナー整備費助成 ※ 図書館・市町村立幼稚園等の公立施設を除く
- 読みメン啓発リーフレットの作成、配布（やってみようと思わせる内容、7月までに実施）
- 「子ども読書県しまね」公式キャラクターの活用（絵本の運搬箱、各種印刷物、親子読書普及員用エプロンなど）
- 広報にSNSなどのICTを利用（子ども読書県しまねHP、ツイッター、チラシ、各種メディアなど）
- 親子読書普及員養成講座（県内5か所）（乳幼児の親を対象に「親子読書のすすめ」を話すボランティアを養成）
- 読み聞かせボランティア、保育士・幼稚園教諭、子育て支援センター職員等への研修

全体計画

子ども読書活動推進事業～「子ども読書県しまね」をめざして～

豊かな心の育成

確かな学力の育成

感性・想像力

情報活用能力

読書活動の推進

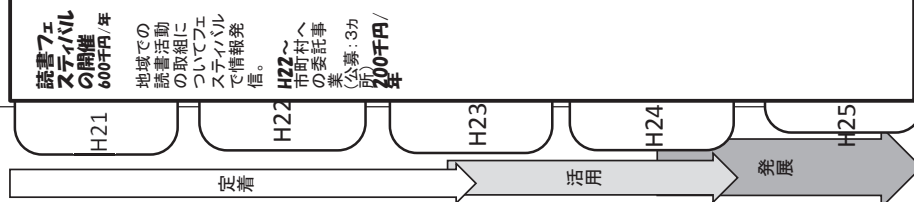
学校図書館活用教育の推進



I. 気運の醸成

II. 人的支援の充実

III. 物的環境の整備



H21 読書フェスティバルの開催 600千円/年  
地域での読書活動の取組についてフェスティバルステイパブルで情報発信。  
H22 市町村へ委託事業の公募。3ヵ所 200千円/年  
H23  
H24  
H25

学校図書館活用事業  
学校図書館の活動をハナセルで地域に発信。

学校図書能活用コンクール  
優秀実践校を表彰。副賞5～10万円(図書券)。リーフレット、HPで紹介。  
学校図書能活用教育7フォーラム  
「ねえ!この本読んで。」乳児児童への読書普及事業 23,536千円  
読み聞かせ用図書の整備。子どもが家に本を持って帰る仕組み作り。

司書教諭養成事業 H21～25  
受講者の講師の旅費負担、習熟度別の研修、司書教諭の育成。  
「学校図書能大改造」DVDの制作・配付  
学校図書能活用教育7フォーラム

学校図書能活用事業 H21～25  
学校図書能活用教育の推進。学校図書能活用教育の推進。  
学校図書能活用教育7フォーラム  
読み聞かせ用図書の整備。子どもが家に本を持って帰る仕組み作り。

学校図書館司書等配置事業 H21～25  
全小中学校に学校司書等を配置するよう財政支援。  
有償ボラ:20万円  
司書A:百万円  
司書B:2百万円  
市1/2町村2/3  
H23まではモデル事業。

司書教諭サポーター事業 H23～24  
司書教諭が校内で学校図書能活用教育を推進させるよう非常勤講師を配置。  
司書教諭研修 H22～24  
全ての小中学校の司書教諭(学校図書能担当教員)を対象に県内5カ所で研修を実施。  
県立高校図書能推進事業 H24  
28,105千円  
県立高校司書配置事業。学校図書能活用教育の推進。  
特別支援学校図書能活用事業 H24  
15,513千円  
図書能活用教育の推進。図書能活用教育の推進。担当者研修。

図書能活用教育7フォーラム  
図書能活用教育の推進。図書能活用教育の推進。

学校図書能活用事業 H21～25  
学校図書能活用教育の推進。学校図書能活用教育の推進。  
学校図書能活用教育7フォーラム  
未就学児のための図書コーナー整備費助成事業 H24  
7,000千円

学校図書能活用教育7フォーラム  
学校図書能活用教育の推進。学校図書能活用教育の推進。

## Ⅲ 県立社会教育施設の概要

# 1-(1). 東部社会教育研修センター

施設所在地	出雲市小境町1991-2 (県立青少年の家「サン・レイク」 2階)			
連絡先等	TEL	0853-67-9060	FAX	0853-69-1380
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のための研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③学校と家庭・地域の連携推進。</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。  「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・東部社会教育研修センター事務室 視聴覚センター  (サン・レイク2階平面図)</p> <p>2F</p> <p>事務所 (事務室)</p>			
業務内容	<p>①社会教育・生涯学習の指導者養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援者などの専門的スキルを高める研修の実施</li> <li>しまね学習支援プログラムの普及、検証・開発</li> <li>社会教育主事資格取得講習の島根会場(東部・西部)の運営</li> </ul> <p>②社会教育・生涯学習の学習相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育・生涯学習に関する学習情報の提供</li> <li>社会教育・生涯学習に関する調査・研究</li> <li>情報誌「しまねの社会教育だより」の発行</li> <li>体験活動・ボランティア活動支援センターの運営</li> <li>視聴覚センターの運営</li> </ul> <p>③学校と家庭・地域の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学社連携・融合」の理念に基づく「ふるさと教育」の推進</li> </ul>			
施設整備費				
運営形態	青少年の家 参照			



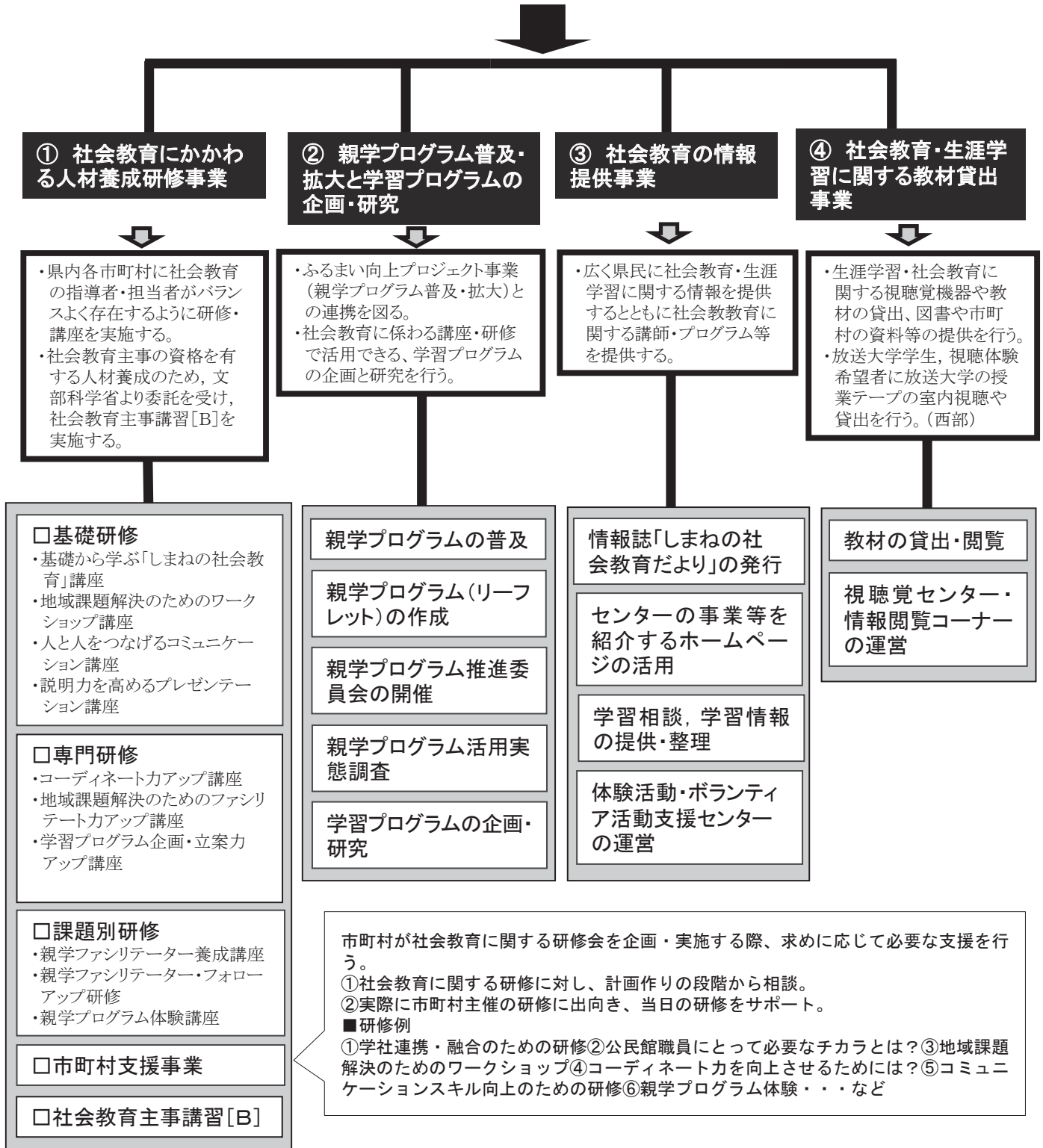
## 1-(2). 西部社会教育研修センター

施設所在地	浜田市野原町(西部総合福祉センター「いわみーる」3階の一部)			
連絡先等	TEL	0855-24-9344	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/">http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/</a>
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のために研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③県民への学習機会の提供</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・西部社会教育研修センター 事務室 研修室 学習相談室 情報閲覧コーナー 放送大学コーナー (いわみーる3階平面図)</p>			
業務内容	<p>①社会教育・生涯学習の指導者養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援者などの専門的スキルを高める研修の実施</li> <li>・しまね学習支援プログラムの普及、検証・開発</li> <li>・社会教育主事資格取得講習の島根会場(東部・西部)の運営</li> </ul> <p>②社会教育・生涯学習の学習相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育・生涯学習に関する学習情報の提供</li> <li>・社会教育・生涯学習に関する調査・研究</li> <li>・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行</li> </ul> <p>③県民への学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送大学コーナーの運営</li> </ul>			
施設整備費	西部総合福祉センター(いわみーる)に計上。			
運営形態	<p>～H16: 県直営 H17～: 県直営と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)</p>			

# 平成24年度 県立東部・西部社会教育研修センターの事業概要

生涯学習の理念が実現される社会に向けて、「地域力」の醸成に資する社会教育指導者・担当者（市町村社会教育担当者、公民館職員等）の養成に重点をおき、計画的な研修を実施する。

## 研修センター機能：「地域力」の醸成に資する『社会教育指導者・担当者』の養成



## 2. 図書館

施設所在地	本館:松江市内中原町52 西部読書普及センター:浜田市長沢町1550-1			
連絡先等	TEL	0852-22-5725	FAX	0852-22-5728
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.lib-shimane.jp/
設置年度	昭和25年			
施設の設置目的	生涯学習の拠点施設「知の拠点・ナビゲーター」「県内読書施設の総本山」として、県民がだれでも、どこでも、図書館サービスを受けられる島根の実現を目指し、21年3月に策定した「島根県立図書館振興計画」の5つの目標及び使命(ミッション)の達成を25年度までの目標とする。 ①地域の図書館を支援する図書館 ②郷土の歴史や文化を大切に、情報発信する図書館 ③子どもの読書活動を支援する図書館 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 ⑤情報の拠点になる図書館 設置根拠:社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例			
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 1階:こども室・学習室・集会室・館外奉仕室・書庫・コンピュータ室他 2,192.28㎡ 2階:一般資料室、中央カウンター、郷土資料室 参考資料室、館長室、事務室他 1,752.36㎡ 地下書庫:1,453.60㎡ 駐車場46台、駐輪場173.70㎡ 蔵書数730,157冊(西部読書普及センター含む)			
業務内容	①地域の図書館を支援する図書館 (1) 全県城市町村立図書館等への運営支援 (2) 全県的図書館相互協力ネットワークの構築 (3) 図書館サービスを支える司書研修センター機能の充実 (4) 先進的図書館事業の実施と市町村立図書館等へのフィードバック ②郷土の歴史や文化を大切に、情報発信する図書館 (1) 郷土資料の収集・保存 (2) 郷土資料の提供 (3) 郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 (4) 郷土資料のPR・紹介 ③子どもの読書活動を支援する図書館 (1) 子どもの読書の普及・啓発 (2) 学校図書館への積極的支援 (3) 島根の子ども読書センター機能の充実 (4) 「子ども読書活動推進計画」の実施 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 (1) 地域社会の課題解決・調査研究支援 (2) 住民の生活上の問題解決支援 ⑤情報の拠点になる図書館 (1) 蓄積してきた資料・情報を活用した提供、調査サービス (2) 情報技術の活用による図書館サービス (3) 遠隔地、高齢者、障害者等利用者像を想定したサービス			
施設整備費	2. 0億円(S43竣工)、3. 5億円(S58増築)、2. 6億円(H13改修)			
運営形態	県直営			

①事業実績(平成23年度)

(1) 館内奉仕(見込み数を含み、最終確定数と異なる場合がある。)

ア 開館日数・入館者数

年間開館日数	290日
年間入館者数	280,000人
一日平均入館者数	966人

イ 登録・貸出状況

・登録者数

個人	来館	53,300人	*平成21年度更新
	郵送	54人	
団体		100団体	

・貸出冊数・人数

区分		貸出冊数	貸出延人数(件数)
個人	来館	260,000	86,000
	郵送	200	100
団体		9,000	4,600
計		269,000	90,700
一日平均		927	313

インターネット利用貸出冊数

件数	1日平均	冊数	1日平均
	6.6		25.2
1,900		7,300	

ウ 調査相談(レファレンス)

・受付件数 10,000件

エ 予約(リクエスト、リザーブ、購入希望)

・受付冊数 15,000冊

オ 各種講座受講者数

「出雲風土記」 を読む会(毎月)	しまね文学 散歩(毎月)	古文書を読む会 -入門-(毎月)	古文書を読む会 -中世近世-(毎月)	成人読書会 (毎月)
693人	198人 (2月まで)	698人	251人	205人
子どもおたの しみ会(毎月)	親子で絵本を む会(隔週)	おとうさんといっし よに絵本を読む会 (毎月)	こどものつどい	合計
310人 (2月まで) (6月8月12月は休み)	234人 (2月まで)	91人 (2月まで)	210人 (七夕会 130人 クリスマス会 80人)	3,166人

(2) 館外奉仕 (2月末現在の数値で、最終確定数と異なる。)

貸出種別 分類	団体利用		一括貸出	学校支援	活用教育 図書	合計冊数	構成比
	団体貸出	読書会					
総記	155	1	214	0	0	370	0.3%
哲学	109	48	236	0	0	393	0.3%
歴史	200	93	369	0	0	662	0.5%
社会科学	229	48	733	0	0	1,010	0.7%
自然科学	250	263	612	0	0	1,125	0.8%
工学	523	5	1,243	0	0	1,771	1.3%
産業	118	0	436	0	0	554	0.4%
芸術	259	95	724	0	0	1,078	0.8%
語学	83	0	295	0	0	378	0.3%
文学	1,387	3,298	8,510	0	0	13,195	9.5%
子ども	47,124	8,228	17,588	3,972	40,928	117,840	85.1%
合計	50,437	12,079	30,960	3,972	40,928	138,376	100.0%

〈館内奉仕用〉

区分 分類	平成 22 年 度							平成21年度末 蔵書冊数
	受 高 (冊)				払高 (冊)	年度末冊数	構成比%	
	購 入	寄贈	*その他	計				
総 記	356	141	3	500	4	28,295	4.7%	27,799
哲 学	382	104	3	489	5	24,463	4.1%	23,979
歴 史	745	633	8	1,386	28	53,532	9.0%	52,174
社会科学	1,113	884	12	2,009	37	79,122	13.3%	77,150
自然科学	449	142	237	828	24	30,166	5.1%	29,362
工 学	468	215	6	689	35	27,843	4.7%	27,189
産 業	269	158	4	431	9	22,225	3.7%	21,803
芸 術	540	277	10	827	53	30,664	5.1%	29,890
語 学	175	21	8	204	23	12,062	2.0%	11,881
文 学	1,364	353	28	1,745	91	84,082	14.1%	82,428
*参 考	650	151	2	803	13	18,146	3.0%	17,356
郷 土	616	1,575	165	2,356	11	89,755	15.1%	87,410
*その他	441	166	6	613	53	37,331	6.3%	36,771
子 ど も	3,219	157	41	3,417	48	58,207	9.8%	54,838
合 計	10,787	4,977	533	16,297	434	595,893	100.0%	580,030

\*分類のその他には、岩波文庫、ジュニア図書、一般・郷土の文芸カセット・CD・ビデオを含む。

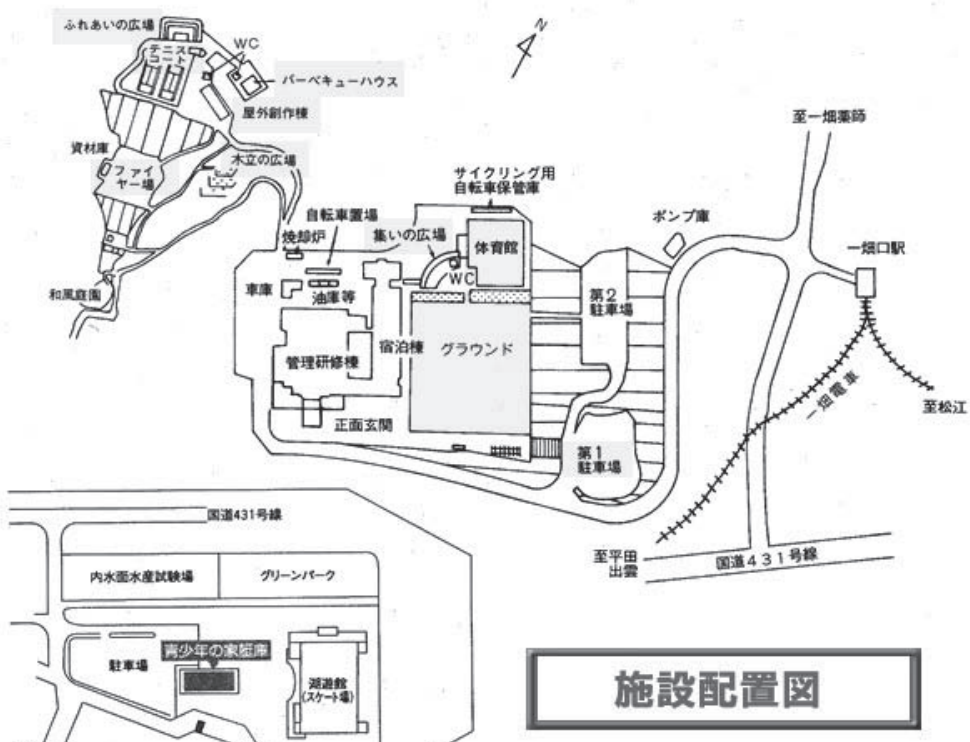
\*受高のその他は、生産・編入・移籍等を表す。(子どものその他には、あそび教材を含む。)

〈館外奉仕用〉

区分 分類	平成 22 年 度				平成21年度末 蔵 書 冊 数
	受高 (冊)	払高 (冊)	年度末冊数	構成比%	
総 記	65 ( 46)	0 ( 0)	1,330 ( 701)	1.0%	1,265 ( 655)
哲 学	27 ( 9)	0 ( 0)	679 ( 213)	0.5%	652 ( 204)
歴 史	37 ( 14)	0 ( 0)	1,312 ( 470)	1.0%	1,275 ( 456)
社 会 科 学	79 ( 36)	0 ( 0)	2,971 ( 1,353)	2.2%	2,892 ( 1,317)
自 然 科 学	53 ( 25)	0 ( 0)	1,846 ( 710)	1.4%	1,793 ( 685)
工 学	67 ( 21)	0 ( 0)	2,943 ( 1,363)	2.2%	2,876 ( 1,342)
産 業	27 ( 9)	0 ( 0)	1,150 ( 427)	0.8%	1,123 ( 418)
芸 術	68 ( 32)	0 ( 0)	2,042 ( 753)	1.5%	1,974 ( 721)
語 学	10 ( 2)	0 ( 0)	535 ( 146)	0.4%	525 ( 144)
文 学	721 ( 377)	0 ( 0)	16,345 ( 8,897)	12.2%	15,624 ( 8,520)
子 ど も	2,265 ( 1,028)	8,489 ( 8,489)	56,279 (27,251)	41.9%	62,503 (34,712)
成 人 グ ル ー プ 用	180 ( 75)	525 ( 525)	7,830 ( 3,240)	5.8%	8,175 ( 3,690)
子 ども グ ル ー プ 用	100 ( 40)	80 ( 80)	12,320 ( 5,000)	9.2%	12,300 ( 5,040)
学 校 支 援 用 (中 学 校)	0 ( 0)	0 ( 0)	1,208 ( 604)	0.9%	1,208 ( 604)
学 校 支 援 用 (小 学 校)	0 ( 0)	0 ( 0)	3,972 ( 2,689)	3.0%	3,972 ( 2,689)
学 校 図 活 用 教 育 図 書	21,502 ( 1,958)	0 ( 0)	21,502 ( 1,958)	16.0%	0 ( 0)
合 計	25,201 ( 3,672)	9,094 ( 9,094)	134,264 (55,775)	100.0%	118,157 (61,197)

( ) 内は西部読書普及センター分

### 3. 青少年の家

施設所在地	出雲市小境町1991-2			
連絡先等	TEL	0853-69-1316	FAX	0853-69-1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/">http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/</a>
設置年度	平成3年度			
施設の設置目的	<p>小中高大生を中心に、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供することによって、青少年の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設概要	<p>鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造等            総延面積9,239.015㎡            正規職員数12名</p> <p style="text-align: right;">宿泊定員209名</p>  <p style="text-align: center;"><b>施設配置図</b></p>			
業務内容	<p>①自然体験や集団活動などの体験が不足している子どもたちに、宍道湖を活用した湖面活動(サバニ・カッター)や創作活動など、小・中学生や家族など野外活動の初心者にも安心して取り組める体験プログラムを提供。</p> <p>②保育所のお泊まり保育、小・中・特別支援学校の宿泊体験活動、部活動の合宿、親子のふれあい活動、スポーツ少年団活動、その他青少年育成団体の研修等、多様な団体・個人による研修の支援。</p> <p>③子どもの自立を支援する事業、親子のふれあい・親のあり方を学ぶことを支援する事業、小学校長期宿泊体験を支援する事業等を主催事業として実施。</p> <p>④近隣にある、湖遊館・ゴビウス・一畑薬師・古代出雲歴史博物館などの施設と連携した研修の提供。</p>			
施設整備費	30億円			
運営形態	平成18年度まで: 県直営 平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用			

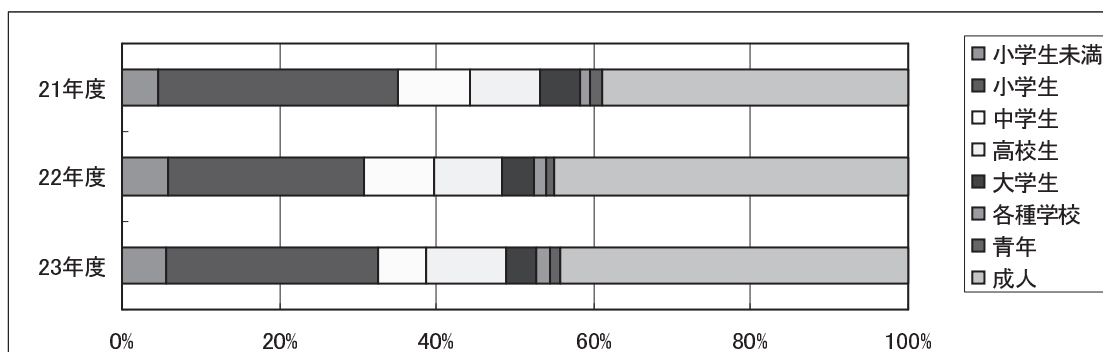
## 1. 利用実態

### (1) 団体別利用状況

	H21年度		H22年度		H23年度(2月末)	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	6,407	169	5,665	147	5,850	156
社会生活	724	29	1,449	79	1,458	52
企業	1,839	81	2,036	79	2,493	88
学校	10,043	238	10,765	240	10,111	228
内 小、中、高	6,934	154	7,592	157	6,939	135
内 幼、保	786	27	1,070	34	1,147	38
個人	3,987	472	3,831	446	2,365	359
その他	2,225	79	3,543	109	1,476	54
視察	258	68	128	54	202	53
主催事業	5,549	30	7,404	28	2,613	17
計(利用実数)	31,032	1,166	34,821	1,182	26,568	1,007
研修者数	51,968		56,976		45,806	

\*研修者数：宿泊研修者数{宿泊実数×(泊数+1)}+日帰り実数

### (2) 年齢別利用状況



## 2. 研修内容 (平成23年度)

### (1) 参加者の多い研修

のべ 75,832 人

湖面活動(サバニ、カッター、カヌー)	4,266	バーベキュー	1,990
オリエンテーリング	2,658	調理活動	2,010
登山、ハイキング	950	陶芸・絵付け	1,071
キャンプファイヤー	1,665	レザークラフト	1,843
座禅	794	ガラス工芸	697
音楽活動	2,983	講義、講演、自主	28,293

\*複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(注)上記の利用人数は平成24年2月末現在

### (2) 連携施設

宍道湖自然館ゴビウス(グリーンパーク)、湖遊館、一畑薬師、一畑電車、平田本陣記念館、荒神谷博物館、古代出雲歴史博物館、しまね花の郷、松江フォーゲルパーク、弥生の森博物館、なぎさ公園、島根ゴルフ倶楽部

## 3. 特色のある主催事業

事業名	事業のねらい	主な内容	期日等
キッズチャレンジ ①高学年編 ②低学年編	小学生の体験を広げ「生きる力」の育成の一助とするため、個人で参加できる宿泊体験の機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖面活動・交流活動・自然観察</li> <li>野鳥観察(モーニングフライト)</li> <li>火起こし体験・創作活動</li> </ul>	① 8/17~8/20 ② 8/10~8/12 12/24~ 12/26
にこにこファミリー	親子の共同・交流体験等を通じ家族の交流活動を奨励し家庭の教育力向上に資する	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖岸ウォーク・魚釣り・野外料理</li> <li>サバニ体験・親学講座</li> <li>トンド焼き・創作活動 等</li> </ul>	7/2・3 9/30・10/1 1/14・15

平成23年度 団体分類別集計表（平成24年2月末現在）

区分	団体分類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
		人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数
社会教育	スポ少・ボウイスカウト	226	6	233	5	228	5	438	14	218	11	235	11	79	4	329	4	10	18	1	91	3	220	4	0	0	0	2,315	74
	青年部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1	0	0	0	20	1
	成人スポーツレク	0	0	0	0	110	2	0	0	0	0	0	0	118	2	7	1	19	2	19	2	18	1	0	0	0	0	272	8
	子供会・親子会 福祉活動 公民館教委主催他	8	1	240	4	455	8	808	13	540	11	102	5	96	3	190	7	101	2	0	0	0	52	2	0	0	0	2,592	56
社会生活	病院他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198	2
	協会	0	0	0	0	14	1	252	5	0	0	0	0	75	2	0	0	0	0	0	16	1	10	1	0	0	0	367	10
	教員社教研修他	226	7	110	4	92	4	54	3	33	2	103	3	71	4	293	10	40	1	0	0	13	2	0	0	0	1,035	40	
企業	小計	226	7	158	5	106	5	306	8	33	2	103	3	146	6	293	10	48	2	16	1	23	3	0	0	0	1,458	52	
	商工会議所等	30	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	2	9	1	0	0	0	0	0	0	0	129	5	
	企業	165	7	165	6	282	12	272	6	153	5	218	8	209	9	242	10	126	4	301	8	231	8	0	0	0	2,364	83	
学校	小計	195	9	165	6	282	12	272	6	153	5	218	8	209	9	332	12	135	5	301	8	231	8	0	0	0	2,493	88	
	幼稚園・保育園	60	1	0	0	126	4	228	7	88	5	90	4	36	2	301	8	0	0	77	2	141	5	0	0	0	1,147	38	
	小学校	0	0	323	7	1,237	25	278	8	95	5	629	19	565	9	51	2	211	1	0	0	0	0	0	0	0	3,389	76	
	中学校	56	1	571	9	0	0	0	0	221	7	215	5	41	1	18	1	0	0	0	47	1	0	0	0	0	0	1,169	25
	高校	585	6	33	1	240	2	251	4	322	7	273	2	253	4	168	2	37	1	24	2	195	3	0	0	0	2,381	34	
	大学等	222	1	0	0	0	0	19	1	181	11	37	3	0	0	0	0	194	1	0	0	37	2	0	0	0	690	19	
	特殊学校	0	0	30	1	77	2	246	10	0	0	150	3	57	3	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	567	20	
	専門学校等	518	8	47	2	4	1	64	1	52	1	10	1	73	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	768	16	
	小計	1,441	17	1,004	20	1,684	34	1,086	31	959	36	1,404	37	1,025	21	538	13	449	4	148	5	373	10	0	0	0	10,111	228	
	個人	クラブ・バンド等	130	25	138	29	202	37	571	45	212	32	182	34	168	30	184	26	214	29	132	23	185	39	0	0	0	2,318	349
その他	家族	0	0	0	0	0	0	20	4	22	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	47	10	
	小計	130	25	138	29	202	37	591	49	234	37	182	34	168	30	184	26	214	29	132	23	190	40	0	0	0	2,365	359	
	その他	244	7	159	5	39	3	155	6	149	7	191	5	89	4	186	8	0	0	214	7	50	2	0	0	0	1,476	54	
主権事業	小計	244	7	159	5	39	3	155	6	149	7	191	5	89	4	186	8	0	0	214	7	50	2	0	0	0	1,476	54	
	主権事業	0	0	293	2	8	1	57	1	83	2	65	1	1,894	2	43	2	109	5	61	1	0	0	0	0	0	2,613	17	
視察	小計	9	3	33	12	101	18	12	6	9	7	8	2	5	1	20	2	0	0	0	5	2	0	0	0	0	202	53	
	視察	2,479	75	2,423	88	3,398	126	3,750	135	2,482	121	2,533	108	3,863	84	2,130	92	1,198	54	1,132	53	1,180	71	0	0	0	26,568	1,007	



#### 4. 少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610			
連絡先等	TEL	0855-52-0716	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/
設置年度	昭和50年度			
施設の設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置されている。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設の概要	<p>①管理・研修棟(802.00㎡) ②食堂・浴室棟(718.50㎡) ③宿泊棟(1,580.70㎡)          ④付属施設(71.35㎡) ⑤創作棟(1,150.96㎡) ⑥体育館(835.7㎡)          ⑦八角棟(176.44㎡) ⑧ケビン棟(116.64㎡) ⑨第1炊飯棟(335.39㎡)          ⑩付属建物(204㎡) ⑪野外施設          宿泊定員181名</p>			
業務内容	<p>①自然体験や集団活動などの体験が不足している子どもたちに、江津市の浅利富士を活用した登山や、2キロメートルを越えるアスレチックコース「冒険の森」、広大な敷地を活用したスコアオリエンテーリング、火起こし体験などのプログラムを提供。</p> <p>②小学校の宿泊体験活動の支援。(県内の40%近くの小学校の利用があり、人数では県内50%前後の児童が利用している。)</p> <p>③家族や親子を対象とした交流・体験事業(チャレンジ・ザ・サマー、森と海のつどい)を主催事業として実施。</p>			
施設整備費	<p>初期建設費 3.3億円(S49)、冒険の森活動施設、ケビン棟新設 0.8億円(H3)、新館(管理・研修棟、食堂・浴室棟)開設 2.4億円(H7)、「すばるの森」(宿泊棟を含む)整備 3.8億円(H8)、野外炊飯棟 1.2億円(H11)、宿泊棟～体育館渡廊下設置 0.1億円(H17)</p>			
運営形態	平成17年度から県直営(管理補助業務を外部委託)			

1. 利用実態

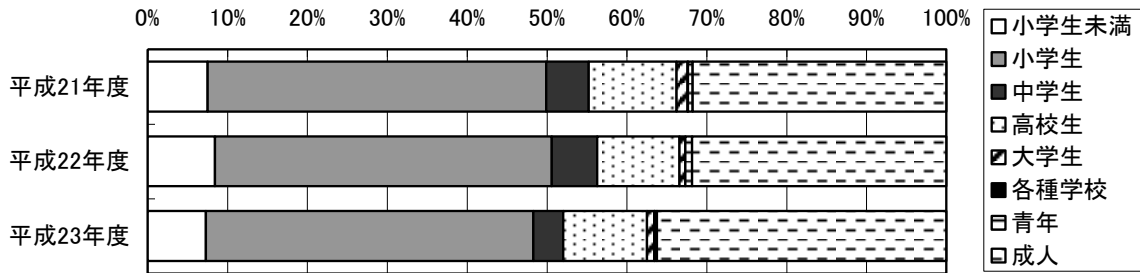
(1) 団体別利用状況

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	3,170	87	2,887	89	3,146	78
社会生活	720	40	671	32	463	32
企業	13	3	82	11	66	11
学校	7,088	177	7,615	185	7,278	193
(内 小・中・高)	5,769	138	6,160	143	5,844	152
(内 保育所幼稚園)	1,041	23	1,226	27	1,155	24
個人	246	32	399	37	532	50
その他	0	0	0	0	0	0
主催事業	1,685		2,064		2,078	
計 (利用実数)	12,922	361	13,718	385	13,563	392
研修者数	25,311		26,844		26,406	

※ 利用実数；宿泊実数＋日帰り実数

研修者数；宿泊研修者数【宿泊実数×(泊数＋1)】＋日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容 (平成23年度)

(1) 参加者の多い研修

のべ 46,056人 (複数カウント)

冒険の森	6,315	キャンドルのつどい	1,864
炊飯活動	5,663	木工工作	1,744
原始の火起こし	3,442	肝試し	1,659
スコアオリエンテーリング	2,590	浅利富士登山	1,618
キャンプファイヤー	2,507	その他	18,654

※ 複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(2) モデルプログラム

	10:00	11:00	13:00	15:00	18:00	19:00
	火起こし体験	野外炊飯 (カレーライス, ハーブキュー)	野外活動 (冒険の森, オリエンテーリング)	夕食 (食堂)	肝試し キャンプファイヤー	
朝食 (食堂)	野外活動(浅利富士登山・ネイチャーゲーム)	昼食 (食堂)	創作活動 (竹工作, 木工工作)			

注) 平成23年度実績数は、一部見込み数を含み、最終確定数と異なる場合がある。

### 3. 特色ある主催事業（平成 24 年度）

事業名	事業のねらい	主な内容と対象	期日
オープンデー (春・秋)	施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を親子で体験し交流を深める。	・冒険の森 ・スコアオリエンテーリング ・創作活動 ※自由参加	5/3～5 9/29～30
チャレンジ・ザ・サマー (計 2 回)	家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通して、よりよい関係を築くとともにその絆を一層深める。	・冒険の森 ・炊飯活動 ・キャンプファイヤー ・登山 ・創作活動 ・親学 ※小学生 1～4 年生とその保護者 (各回 100 名)	7/14～15 7/21～22
ジュニア・サマー・キャンプ ジュニア・ウインター・キャンプ	自然体験を含めた長期の集団宿泊体験活動を提供し、人間関係能力を育む。	【夏】・おろちボートで川下り ・炊飯活動 ・海岸キャンプ活動 【冬】・火おこし活動 ・炊飯活動 ・基地づくり ※小学 5～6 年生 (各回 20 名)	8/4～8 12/22～24
森と海のつどい (計 3 回)	森の中での活動や、海辺の生き物の生態を学ことによって、身近な自然に興味・関心をもつ。	・森と海の話 ・創作活動 ・アクアスバックヤード見学 ・水槽前での寝袋就寝 ※小学生とその保護者(各回 60 名)	11/10～11/11 11/24～11/25 12/1～12/2



# 島根県立少年自然の家 団体分類別集計表（平成23年度）

【値：人数（組数）】

団体分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	学校	0 (0)	282 (6)	234 (5)	22 (1)	67 (2)	0 (0)	424 (7)	47 (1)	29 (1)	0 (0)	50 (1)	0 (0)
幼稚園・保育所	7 (1)	779 (12)	1422 (32)	305 (7)	0 (0)	441 (13)	587 (16)	0 (0)	52 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3593 (84)
小学校(宿泊)	0 (0)	43 (1)	54 (2)	26 (1)	126 (3)	16 (1)	14 (1)	3 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	287 (11)
小学校(日帰)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	109 (5)	55 (4)	6 (1)	0 (0)	10 (1)	31 (1)	0 (0)	0 (0)	122 (5)	333 (17)
中学校	543 (9)	159 (3)	169 (7)	28 (1)	106 (4)	64 (1)	58 (3)	70 (1)	154 (4)	133 (2)	72 (4)	75 (1)	1631 (40)
高等学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (1)	74 (4)	22 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (1)	128 (8)
大学等	0 (0)	18 (2)	14 (1)	33 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	76 (7)
特別支援学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	75 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	75 (2)
各種学校	550 (10)	1281 (24)	1893 (47)	542 (18)	428 (17)	549 (18)	1163 (30)	130 (4)	271 (10)	133 (2)	128 (6)	210 (7)	7278 (193)
(小計)	30 (1)	0 (0)	0 (0)	149 (3)	87 (2)	0 (0)	0 (0)	28 (1)	0 (0)	7 (1)	0 (0)	0 (0)	301 (8)
少年育成活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (1)
青年活動	28 (1)	196 (5)	364 (2)	122 (2)	20 (1)	0 (0)	40 (1)	0 (0)	0 (0)	21 (1)	0 (0)	0 (0)	791 (13)
成人活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
地域活動	26 (2)	20 (1)	0 (0)	157 (2)	18 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (1)	29 (2)	267 (9)
福祉活動	24 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	153 (4)	38 (2)	91 (3)	15 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	148 (3)	469 (14)
子ども会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	73 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	73 (1)
BS・GS	0 (0)	0 (0)	27 (1)	42 (1)	422 (8)	66 (1)	264 (6)	58 (2)	54 (3)	127 (4)	0 (0)	168 (6)	1228 (32)
スポーツ少年団	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
他の社会教育活動	108 (5)	216 (6)	391 (3)	470 (8)	700 (16)	104 (3)	395 (10)	118 (5)	127 (4)	155 (6)	17 (1)	345 (11)	3146 (78)
(小計)	0 (0)	25 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (5)
福祉医療団研修	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (1)	0 (0)	12 (2)	14 (1)	0 (0)	16 (1)	38 (4)	0 (0)	42 (2)	135 (11)
文化体育団研修	42 (2)	27 (1)	0 (0)	88 (3)	0 (0)	0 (0)	19 (1)	5 (1)	0 (0)	92 (5)	23 (2)	7 (1)	303 (16)
公的職員研修	42 (2)	52 (6)	0 (0)	101 (4)	0 (0)	12 (2)	33 (2)	5 (1)	16 (1)	130 (9)	23 (2)	49 (3)	463 (32)
(小計)	14 (1)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	9 (1)	0 (0)	2 (2)	29 (3)	9 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	66 (11)
企業	14 (1)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	9 (1)	0 (0)	2 (2)	29 (3)	9 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	66 (11)
(小計)	0 (0)	50 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (3)	67 (3)	0 (0)	22 (2)	149 (5)	102 (4)	417 (20)
民間・同好会	16 (4)	14 (5)	6 (1)	6 (2)	30 (7)	4 (1)	18 (5)	11 (3)	8 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	115 (30)
家族	16 (4)	64 (8)	6 (1)	6 (2)	30 (7)	4 (1)	45 (8)	78 (6)	8 (1)	24 (3)	149 (5)	102 (4)	532 (50)
(小計)	45 (2)	951 (4)	3 (1)	14 (1)	19 (1)	0 (0)	270 (2)	30 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	1336 (14)
主催事業(日帰)	10 (1)	240 (3)	0 (0)	210 (2)	24 (3)	0 (0)	122 (2)	114 (2)	22 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	742 (14)
主催事業(宿泊)	55 (3)	1191 (7)	3 (1)	224 (3)	43 (4)	0 (0)	392 (4)	144 (4)	22 (1)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	2078 (28)
(小計)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
視察	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(小計)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(小計)	785 (25)	2804 (51)	2295 (54)	1344 (36)	1210 (45)	669 (24)	2030 (56)	504 (23)	453 (18)	442 (20)	321 (15)	706 (25)	13563 (392)
計													

注)平成23年度実績数は、一部見込み数を含み、最終確定数と異なる場合がある。

## IV 資料編

### 1 島根県関係

## 平成24年度 社会教育課 事務分掌表

平成24年4月1日

<b>社会教育課長</b> <b>生涯学習振興グループリーダー（総括）</b> <b>社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー</b> <b>社会教育主事（兼）企画幹（青少年スタッフ）</b>	小 仲 靖 子 (内線5910) 土 江 成 夫 (内線5427) 安 達 清 志 (内線5428) 永 井 宏 昌 (内線6524)		
所 掌 事 務			
1 社会教育に関する指導及び助言に関すること。 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること。 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く)に関すること。 5 青少年の芸術及び文化の振興（他課の所掌に属するものを除く）に関すること。 6 公民館、図書館（学校図書館を除く）、その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く)に関すること。 7 県立生涯学習推進施設に関すること。 8 県立図書館に関すること。 9 県立青少年社会教育施設に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。			
G	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生 涯 学 習 振 興 G	1 課内事務の総括及び調整に関すること	GL (総括) 土江 成夫 (内線5427)	企画員
	2 生涯学習振興グループの総括に関すること		田原 和美
	3 職員の人事、服務及び研修に関すること		主任主事
	4 県議会に関すること		高橋ひとみ
	5 陳情・要望に関すること		
	6 各種計画（「総合発展計画（行政評価を含む）」、「教育ビジョン21」「島根の教育」等）に関すること		
	7 叙勲に関すること		
	8 文書取扱主任・公印取扱主任に関すること		
	9 神々の国しまねプロジェクト（「全国子ども神楽サミット」）に関すること		
	10 島根県高等学校文化連盟に関すること		
	11 少年自然の家の事務総括及び出納に関すること（兼務）		
	12 県立図書館（全国図書館大会支援を含む）に関すること		企画員 嘉藤 恭子
1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること	企画員 田原 和美 (内線6485)	主任主事	
2 国庫金の事務に関すること		高橋ひとみ	
3 県立少年自然の家に関すること			
4 県立社会教育施設維持修繕費の予算調整に関すること			
5 職員の福利・厚生に関すること			
6 公務災害に関すること			
7 物品の出納・保管に関すること			
8 エコリーダーに関すること			
9 内部管理事務改革に関すること			
10 災害連絡に関すること			
11 その他庶務一般に関すること			
12 少年自然の家の庶務に関すること（兼務）			

生涯学習振興G	1 県立生涯学習推進施設及び青少年社会教育施設、県立図書館等の条例・規則の改廃に関すること 2 県立青少年の家に関すること 3 指定管理者制度に関すること 4 広聴・広報に関すること 5 各種表彰に関すること 6 全国大会出場校知事激励に関すること 7 情報公開及び個人情報保護に関すること 8 「社会教育の方針と事業」の編集に関すること 9 少年自然の家の予算に関すること（兼務）	主任主事 高橋ひとみ (内線 5427)	企画員 田原 和美
	1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関すること 2 学校文化部活動外部指導者派遣事業に関すること 3 島根県児童生徒学芸顕彰及び島根県青少年芸術文化表彰に関すること 4 島根県高等学校文化祭共催事業に関すること 5 全国高等学校総合文化祭への参加促進に関すること 6 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること 7 文書の収受・発送・保管に関すること	嘱託 高木 優子 (内線 6875)	GL 土江 成夫 企画員 田原 和美 主任主事 高橋ひとみ
社会教育G	1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 派遣社会教育主事に関すること 4 社会教育施設及び生涯学習推進施設との調整に関すること 5 社会教育主事資格の認定に関すること 6 社会教育主事資格取得講習に関すること 7 市町村の社会教育事業の助言に関すること	社会教育主事 (兼)社会教育GL 安達 清志 (内線 5428)	
	1 県社会教育委員の会に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 3 社会教育主事の研修に関すること 4 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関すること 5 結集！しまねの子育て協働プロジェクトの総括及び学校活動モデル事業交付金に関すること 6 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 7 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関すること 8 教職員研修計画に関すること 9 社会教育研修センターの研修企画等の支援に関すること 10 中四国主管課長会議に関すること	社会教育主事 (兼)地域教育SL 木村 真介 (内線 5429)	社会教育主事 西村 睦
	1 実証！「地域力」醸成プログラムに関すること 2 島根県公民館連絡協議会に関すること 3 公民館ふるまい向上プロジェクトに関すること 4 公民館の設置管理に係る指導・調査に関すること	社会教育主事 西村 睦 (内線 5429)	社会教育主事 山本 一穂
	1 ふるさと教育推進事業に関すること 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金に関すること 3 学校地域連携実践講座に関すること 4 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関すること 5 PTA団体の研修・指導に関すること	社会教育主事 山本 一穂 (内線 5429)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 木村 真介

社会教育 G	6 社会教育における島根大学との連携に関すること 7 社会教育調査に関すること 8 国立社会教育実践研究センターとの連絡調整に関すること		
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業の総括に関すること 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（放課後支援・放課後子どもプラン）に関すること 3 子ども読書活動の推進に関すること（総括） 4 女性教育、男女共同参画及び女性団体の育成・指導に関すること 5 奉仕活動・体験活動等の推進に関すること 6 国立青少年交流の家との連絡調整に関すること 7 子ども夢基金に関すること	社会教育主事 （兼）家庭教育SL 浜崎 順子 （内線 5428）	社会教育主事 横田 輝昭
	1 子ども読書活動の推進（県立図書館）に関すること 2 中学生の文化祭（アートフェスティバル）に関すること 3 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁事業）に関すること 4 芸術等鑑賞機会の提供に関すること 5 交付金・補助金事務に関すること 6 成人教育・高齢者教育に関すること 7 後援・共催に関すること 8 県立図書館事業の支援及び調整（予算を含む）に関すること	企画員 嘉藤 恭子 （内線 6876）	社会教育主事 浜崎 順子 社会教育主事 横田 輝昭
			生涯学習振興GL 土江 成夫
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援）に関すること 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（家庭教育支援）に関すること 3 ふるまい向上プロジェクトに関すること 4 青少年教育に関すること 5 青少年団体の指導及び指導者養成に関すること 6 優れた地域による学校支援活動表彰に関すること 7 優良青少年団体表彰に関すること 8 視聴覚教育に関すること	社会教育主事 横田 輝昭 （内線 5428）	社会教育主事 浜崎 順子
青少年 S	1 青少年行政の連絡調整に関すること	社会教育主事（兼）企画幹 （併任 青少年家庭課） 永井 宏昌 （内線 6524）	



## 社会教育主事派遣要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

### (職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

### (派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

### (派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
  - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

### (任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

### (身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

#### (派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

#### (服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

#### (勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

#### (分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

#### (給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村が支給する。

#### (経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の定率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。

4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

#### (協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

#### (教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

**(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)**

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

**(市町村教育長の報告等)**

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

**(その他)**

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。

# ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

## 1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの深刻化、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成が必要である。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

## 2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさとの今を知り、地域課題に正対することで、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割に対する使命感を醸成しようとするものである。さらに、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、「しまね教育ビジョン 21」の子ども達に身につけて欲しい力（「知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力」）の確実な習得につながるとの認識に立ち、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進していくこととする。

## 3 ふるさと教育がめざすもの

### (1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わい、学習意欲や追求意欲を高めながら、学力を一層高めていく。

### (2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培っていく。

### (3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていく。

## 4 具体的な取組

### (1) 市町村教育委員会での取組

- ① ふるさと教育の理念等を踏まえ、学校と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、市町村としての目標を明確にするとともに、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進計画」を策定する。
- ② 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他事業との有機的な連携を図り、ふるさと教育が継続的に実施され、それぞれの事業が最大の効果が発揮できるよう、事業構成の見直し、体制の整備を行う。
- ③ 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、作成した「ふるさと教育推進計画」をもとに、公民館等と連携して、地域の新たな学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

### (2) 学校での取組

- ① ふるさと教育で培った「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性や社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」が、教育活動の基本であるという視点をもって取り組む。また、全ての教育活動において取り組んでいく視点を持つ。
- ② 市町村が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を作成し、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

### (3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することによる児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

## 5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進計画」に基づく事業に対して、別に定める交付金交付要綱により助成する。
- (2) 県社会教育課において、市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- (3) ふるさと教育の推進と定着を図るための教員研修を開催する。
- (4) 各市町村教育委員会や各学校の全体計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事等が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

# ふるさと教育推進事業実施要綱

## 1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進するなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

## 2 事業期間

平成23年度から平成25年度までの3ヵ年とする。但し、単年度ごとの計画・実施とする。

## 3 事業内容

### (1)ふるさと教育推進事業交付金を交付する。

県は、市町村が行うふるさと教育推進事業の活動に係る経費を交付し、当該交付要綱は別に定める。さらに、地域課題（地域医療）に即したふるさと教育（以下「地域医療教育」という。）を実施する場合には、その活動に係る経費を別に交付し、当該交付要綱は別に定める。

### (2)県は次に掲げる事業を行う。

- ①市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- ②市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。
- ③ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行うほか、市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会等を開催する。
- ④ふるさと教育推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。

### (3)市町村は次に掲げる事業を行う。

- ①「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議や同様のねらいを持って新たに設置する別の会議等の活用も図りながら、開催する。
- ②市町村における「ふるさと教育推進計画」（様式1）を策定する。
- ③市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、各学校が実施する「ふるさと教育全体計画」のとりまとめと指導を行う。
- ④ふるさと教育を実践する学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を、既存の研修や同様のねらいを持って新たに開催する別の研修等の活用も図りながら、年2回程度開催する。
- ⑤ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。

例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等

- ⑥地域講師やボランティア等の人材バンクを整備する。



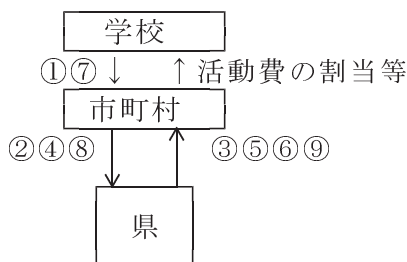
地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕を公民館等との連携により収集・整理し地域人材バンク等を作成しながら、その効果的な活用を図る。

- ⑦「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他の事業との有機的な連携を図るとともに、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。
- ⑧事業終了後に、実施報告書（様式2）を作成し県教育委員会に報告する。
- ⑨ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(4)学校は次に掲げる事業を行う。

- ①市町村の「ふるさと教育実施計画」を踏まえ、ふるさと教育を教育課程の中に位置づけた「ふるさと教育実施計画」（様式3）を策定し市町村教育委員会に提出する。ただし、地域医療教育を実施する場合には、その内容を「ふるさと教育実施計画」（様式3）に位置付けるとともに、別途「地域医療教育実施計画」（様式3-1）を策定し市町村教育委員会に提出する。
  - ・地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理し、「ふるさと教育全体計画」を策定する。ただし、地域医療教育を実施する場合には、その内容も位置付ける。
  - ・学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定する。ただし、地域医療教育を実施する場合には、その内容も位置付ける。
- ②「ふるさと教育全体計画」を踏まえて、地域の人材等を活用した教育活動を各学年で年間35時間以上実施する。ただし、地域医療教育を実施する場合には、当該年度中に計画し、実施してもよいこととする。
- ③事業終了後に、実施報告書（様式4）を作成し市町村教育委員会に報告する。ただし、地域医療教育を実施した場合には、地域医療教育実施報告書（様式4-1）も作成し市町村教育委員会に報告する。
- ④ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努めること。

#### 4 事業の構成と実施体制



- ①実施計画書の提出
- ②事業計画書の提出
- ③交付額の内示
- ④交付申請
- ⑤交付決定
- ⑥概算払い
- ⑦実施報告
- ⑧実績報告
- ⑨交付金の確定、精算払い

#### 5 施行日

- (1)この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

## ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、その交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校における事業費

(2) 地域医療教育に係る学校における事業費

(2)については、平成24年度から平成25年度までの2カ年に限る。

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	学校における事業費	地域医療教育に係る学校における事業費
算出基礎	各小学校・中学校×@ 70 千円	各小学校×@ 100 千円 各中学校×@ 200 千円
使途内訳	①各学校における活動に要する経費 ②学校支援ボランティア謝金 ③特別非常勤講師報酬	①各学校における活動に要する経費 ・需用費（調べ学習用図書費、資料代、文具等） ・報償費（謝金） ・旅費 ・役務費 ・使用料

2 学校における事業費の謝金・報酬の合計は、その概ね3割を上限とする。

3 地域医療教育に係る学校における事業費の調べ学習用図書費の合計は、小学校50千円、中学校100千円を上限とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、毎年度の事業計画を様式第1号に關係書類を添付して島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める日までに教育長に提出しなければならない。ただし、地域医療教育に係る学校における事業費交付金に限っては、当該年度内の教育長が別に定める日までに様式第1-1号を提出してもよいこととする。

(交付申請)

第6条 市町村長は、前条の事業計画書の提出後、様式第2号により交付申請書を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、前条の様式第1-1号を提出した場合には、様式第2-1号により交付申請書を教育長が定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条により提出された交付申請書に基づき交付金額を決定し、様式第3号により交付金決定通知書を市町村長に送付するものとする。

(概算払)

第8条 教育長は、必要と認めるときは、市町村長の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村長は、概算払の請求をしようとするときは、様式第4号により概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)



第9条 市町村長は、事業の内容を変更（ただし、費目の20%以内の額にあたる変更は除く）するときは、あらかじめ様式第5号により変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

（事業報告）

第10条 市町村長は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第6号に係る書類を添付して事業報告を教育長に提出しなければならない。

2 市町村長は、当該年度内であって第7条による交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても前項の事業報告書に算入することができる。

（額の確定）

第11条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の決定内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、市町村長に通知する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

# 島根県の放課後子どもプラン基本方針～子どもたちの心安らく放課後や休日のために～

島根県・島根県教育委員会

この基本方針は、島根県における「放課後子どもプラン」の基本理念を示すとともに、その実施に当たって、各小学校区毎での検討の場(運営委員会等)における検討のポイントを示すものです。

## 1. 放課後子どもプランのねらい

★ 子どもは地域の宝です。子どもの健やかな成長は全ての県民の願いです。大人は子どもの素直な好奇心やあふれる笑顔に接することで、日々元気をもらっています。

知・徳・体の調和がとれ、社会や人と積極的に関わっていくことができる子どもを育むためには、家庭・学校・地域社会が、相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。

★ しかしながら、そのような家庭・学校・地域社会の連携協力による良好な教育環境を組み立てることは、現実には容易ではありません。

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っています。しかし、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあるように見受けられます。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していました。しかし、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

★ 一方、島根県内では、地域のひと・もの・ことを活用して学ぶ「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施しています。ここでは地域の大人が直接授業に関わり、子どもたちの学びを支えています。

また、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「子どもの居場所」の開設も進んできました。

こうした取り組みを通じて学校と地域社会との距離が縮まり、また地域の大人が子どもの教育に積極的に関与していく気運が高まりつつあります。

★ 「放課後子どもプラン」は、このような背景のもと、地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごす子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。

この取り組みは、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。

また、学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、この取り組みを十分に活かしていく必要もあります。

さらに、保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

- ★ 「放課後子どもプラン」は、ふるさとに愛着と誇りを持ち、幅広い交流や多様な体験を通じて自らの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもを育むことをめざし、家庭・学校・地域社会の連携協力による社会総がかりの取り組みとして推進するものです。

## 2. 放課後子どもプランのめざすもの

～島根県では、「放課後子どもプラン」を次のように推進することをめざします～

- ① 社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。
- ② 国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業（※1）」や「放課後児童健全育成事業（※2）」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取り組みが、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。
- ③ 関係機関が、より連携を強め、取り組みの推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

※1 放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

※2 放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学しているおおむね10歳（小学3年生）未満の児童）に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

## 3. 放課後子どもプランの進め方

- ① 子どもの放課後や休日の地域での過ごし方を検討する場をつくりましょう。
- ② 検討をもとに、地域ごとの子どもたちの生活や活動の形をプランニングしましょう。
- ③ プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組みましょう。

○子どもの過ごし方を考えるエリアは小学校区毎に

○地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

### ★ プラン検討に先立って → 既存の取り組みを確認

放課後や休日に安全で安心できる生活の場がありますか。

子ども同士（異年齢）の多様な関わりや子どもが群れて遊ぶ機会がありますか。

子どもの関心や意欲に応じた様々な活動や体験の機会がありますか。

スポーツ活動（スポーツ少年団等）や文化活動、子ども会などで日程や参加者が重なったり競合したりしていませんか。

たくさんの方の行事の中で、かえって子どもが多忙になりゆとりが失われていませんか。

### ★ 実態をふまえて → 放課後等の生活や活動をプランニング

地域（小学校区）で、放課後や休日の子どもたちが心安らいで過ごせる環境をつくりましょう。そのため、従来のスポーツ活動（スポーツ少年団等）や文化活動、子ども会活動のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みなどを地域の実情に応じて柔軟に実施・連携するなどして、それぞれの地域に合った校区毎の「放課後子どもプラン」を検討しましょう。

☆ 例えば・・・今の私たちの地域に何が必要か？

**ニーズに対応した放課後や休日の子どもの生活や活動の場(子どもの居場所など)ができないか？**

- 実施主体はどこがいいのか？
- ボランティアの確保はどうするのか、だれがボランティアの調整をするのか？
- 活動の内容や活動場所、活動経費はどうするのか？ など

**地域内の子どもが関わる行事を共同で開催できないか？**

- 自然体験やボランティア活動など、地域の子どもがともに参加できる行事を調整(コーディネート)するには？
- 参加に当たって子どもへの配慮や支援を要する留意点について、異なる団体がお互いに情報共有する工夫は？
- 放課後子ども教室の遊びの場に放課後児童クラブの子どもが遊びに来るには？ など

**障害のある子どもや不登校の子どもたちも、ともに地域で活動できる取り組みになっているか？**

- 地域の子どもの参加し、交流するためには、どんなサポートが必要か？
- 特別な支援が必要な子どもたちの様子やニーズ等を把握しているか？ など

### 3. 放課後子どもプランを推進するためのポイント

**ポイント1** 地域の子育て、無理なく無駄なく（現行の仕組みを活用しよう）

- 地域にある既存の組織や取り組みなどをうまく活用・連携して実施していけばよく、必ずしも新たな取り組みや新たな組織を立ち上げなくてもかまいません。
- 検討内容は地域の实情に応じて考えられるもので、決まった形はありません。

**ポイント2** 活動の共有からはじける笑顔（人の関わりという視点をふまえましょう）

- たくさんの大人(ボランティア)が地域の子どもの関わる仕組みをつくりましょう。
  - 地域ごとに、子どもに関わる大人(ボランティア)の確保をはかりましょう。
  - リーダーとなる人材には、専門的な知見も必要であり、研修等の機会も必要です。
  - 中学生や高校生などがボランティアとして参画することも検討しましょう。若者の社会参加の機会になるほか、活動による交流の幅も広がります。
- 参加する大人にとっても大きなメリットとなります。
  - 子どもに関わるボランティア活動は地域貢献の場ともなり、参加する大人の生涯学習の実践の場ともなります。
  - 子どもとの多様なふれあいの中で、子どもから元気をもらうなど、参加した大人の「生き甲斐」や「やり甲斐」につながります。
- 保護者や学校関係者も取り組みに積極的に関わらしましょう。
  - 保護者は、単に便利なサービスを享受する側に回るのではなく、できるだけ積極的に地域の取り組みに関わっていく姿勢が大切です。多様な「子育て観」に触れたり、地域における子育て・子育て支援の取り組みを知ることによって、過剰な負担感から解放されたり、自信を回復するきっかけになることも期待されます。



- 仕事などで留守家庭が増えている点も考慮し、保護者が無理なく地域との接点を持つことができるきっかけを提供することも検討しましょう。
- 学校も、地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという視点が求められます。学校にとっては地域とのつながりを深め、家庭や地域にとっては学校への理解や支援・協力の気持ちを培っていく機会となることが期待されます。

### ポイント3 地域全体が子どもの居場所（運営の方法やしぐみを工夫しましょう）

#### ●放課後子どもプランコーディネーター（※3）等を配置し、効果的な活動支援を行いましょ。

- 関係機関間や事業の調整（コーディネート）をしましょう。
- コーディネーターには連携事業の企画やボランティアの参加調整など中心的な役割が期待されます。

※3 放課後子どもプランコーディネーター 地域の中で取り込まれる放課後子どもプランに関わる事業間の連携や調整を行う担当者で、地域の子どもの関わる取り組みの中心的な役割が期待されます。

#### ●地域内のニーズを把握してプランを検討しましょう。

- 子どもや保護者、地域のニーズをアンケートや懇談会などを通じ把握しましょう。

#### ●子どもの安全確保については十分な対応をとりましょう。

- 子どもの活動中及び行き帰りを含めた安全の確保に関わる方策は十分に検討しましょう。
- 緊急時の訓練などのほか、保護者や地域への活動内容の周知等も効果的です。
- たくさんの禁止事項は逆に子どもの育ちを狭くします。危険性は取り除いた上で、子どもが自らリスクを判断できるような配慮を検討しましょう。それを見極める大人の力量も必要でしょう。

#### ●国庫補助事業等を活用しましょう。

- 「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは連携した取り組みにあたっては、単純な一体化・一本化ではなく、それぞれの取り組みの十分な調整のもと、地域の実情やニーズに応じた実施をしましょう。
- 実施場所については、学校の余裕教室・公民館・児童館など、地域の実情に応じて適切な場所で実施されるものです。
- それぞれの事業は実施要綱に沿って実施されますが、事業目的に照らして適切なサービス水準が維持・確保されるよう配慮しましょう。

### ポイント4 遊びの中で子どもは育つ（活動の内容は子どもの成長と深く関わります）

#### ●子どもの生活実態を踏まえ、心身の健やかな育ちと多様な体験の調和のとれた活動を工夫しましょう。

- 子どもに多様な体験の場を提供することも大切ですが、過剰な活動や過度な干渉がないように配慮しましょう。子どもの居場所にとって「何かをしてもいいし、何もなくてもいい場・時間」も大切です。
- 異年齢集団での主体的な活動は子ども同士のコミュニケーションの力をのばすよい機会となります。
- 体を使った外遊びなどは食事や睡眠の充実や安定にもつながり、生活リズムの改善を図ります。
- 放課後等の活動の中に、子どもの様々な学びの場を設ける視点も大切です。地域にある様々な学習素材等も活かしながら内容を検討しましょう。

#### ★ 島根県の支援

島根県は、これらの活動を支援します。

- 検討の場（運営委員会等）の開催やコーディネーターの配置、放課後子ども教室や放課後児童クラブの運営等に要する経費に対し、補助を行います。
- 事業に関わるコーディネーターやボランティアの皆さんの情報交換や研修の機会をもちます。

## 島根県社会教育委員名簿

任期:平成22年6月24日～平成24年6月23日

(平成22年6月24日改選)

(平成23年7月5日一部改選)

No.	氏名	ふりがな	地域	役職
1	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	松江	島根大学名誉教授
2	大岩 睦子	おおいわ むつこ	松江	公募委員
3	小室 賢治	おむろ けんじ	隠岐の島	元隠岐の島町図書館長
4	木村 和之	きむら かずゆき	出雲	島根県中学校長会副会長(大社中校長)
5	栗栖 真理	くりす まり	浜田	浜田のまちの縁側代表
6	小林 洋子	こばやし ようこ	大田	島根県連合婦人会長
7	小原 静也	こばら せいや	益田	島根県社会教育委員連絡協議会副会長
8	坂本 和子	さかもと かずこ	松江	NPO法人しまね子どもセンター理事長
9	佐々木 明美	ささき あけみ	松江	島根県国公立幼稚園長会長(津田幼稚園長)
10	神 英雄	じん ひでお	浜田	浜田市立石正美術館主任学芸員
11	宗内 正照	そうない まさてる	吉賀	吉賀町教育委員会教育長
12	田江 泰彦	たごう やすひこ	松江	株式会社今井書店代表取締役社長
13	田中 耕太郎	たなか こうたろう	浜田	島根県PTA連合会合同連絡協議会長
14	土江 博昭	つちえ ひろあき	雲南	雲南市教育委員会教育長
15	仲野 寛	なかの ひろし	松江	島根大学生涯学習教育研究センター教授
16	濱田 清行	はまだ きよゆき	松江	島根県公立高等学校長協会副会長(松江工高校長)
17	福間 敬明	ふくま ひろあき	松江	島根県公民館連絡協議会長
18	藤原 恵子	ふじはら けいこ	松江	島根県小学校長会会員(大野小校長)
19	松本 英史	まつもと ひでし	松江	松江市政策部広報専門監
20	若菜 洋子	わかな ようこ	浜田	NPO法人らんぐ・ざーむ専務理事

(敬称略・50音順)

## 社会教育関係各種表彰一覧

[平成23年度]

表彰者	表彰名	被表彰者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	島根県立松江養護学校PTA 松江市立川津小学校PTA 大田市立川合小学校PTA
	優れた「地域における学校支援活動」文部科学大臣表彰	浜田市 岡見小学校への学校支援活動 益田市 西益田地区教育協働化推進本部 江津市 渡津小学校
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	邑南町立図書館石見分館 掛合町子ども読書連絡協議会
	優良公民館表彰	松江市大野公民館 松江市揖屋公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	該当なし
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	秋庭ゆみ子(読書ボランティアグループ「おはなしの部屋」代表)
	優れた教育活動表彰(学校)	益田市立益田中学校
県教育長	優良公民館表彰	松江市八束公民館 出雲市伊波野公民館 邑南町井原公民館
	公民館職員表彰	飯塚 恭子(松江市津田公民館 主任) 青山 稔(松江市川津公民館 地域活動コーディネーター) 堀江 淳子(安来市赤江交流センター 主事) 若槻 光彦(奥出雲町亀高公民館 館長) 吉田 浩美(出雲市朝山CC マネジャー) 三原真知子(出雲市大社CC マネジャー) 平野 公望(浜田市立美川公民館 館長) 吉本美和子(浜田市立白砂公民館 主事) 篠原 弘江(大田市祖式まちづくりC 職員) 田岡 清(邑南町高原公民館 館長) 宮内 巖(益田市小野公民館 館長)
	優良少年団体表彰	ボーイスカウト出雲第6団(出雲市) 榎尾(すぎお)子ども神楽団(邑南町)
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	宇田川布美子(松江市宍道公民館 主任)
	公民館永年勤続職員表彰	石原 晴美(松江市忌部公民館 主任) 三代 高広(松江市美保関公民館 主任) 阪本 典子(松江市大野公民館 主事) 門脇 冷子(松江市八束公民館 主事) 門垣 和子(松江市法吉公民館 主任) 三島 弘子(出雲市東CC チーフマネジャー) 原 敦代(出雲市荒木CC チーフマネジャー) 石原 博子(大田市祖式まちづくりC 職員) 川上真理子(大田市北三瓶まちづくりC 多根分館 職員) 熊野 俊昭(大田市川合まちづくりC 職員) 辻 由佳(大田市五十猛まちづくりC 職員) 松村由美子(大田市静間まちづくりC 職員) 横田美恵子(大田市大代まちづくりC 職員)
山陰中央新報社	地域開発賞(教育賞)	下瀬 敏(「里山を育てる会」顧問)
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	松崎 竹夫(松江市社会教育委員)
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	石倉東政子(松江市社会教育委員) 松本 令恵(浜田市社会教育委員) 高橋美也子(大田市社会教育委員) 宇津田公子(大田市社会教育委員)

## IV 資料編

### 2 市町村関係



(1) 平成24年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課生涯学習交流センターセクション	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3159 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市文化環境部 市民活動支援課生涯学習係	TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6730 e-mail: gakushu@city.izumo.shimane.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1029 e-mail: tanaka77@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 生涯学習課	TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048 e-mail: n-taira@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	TEL: 0854-72-0301 FAX: 0854-72-1354 e-mail: nasu-tadami@re.iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-22-5090 e-mail: manabi@city.hamada.shimane.jp
大田市	大田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-shougai@iwamigin.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	TEL: 0855-52-2501(内1542) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyoiiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: noriyuki-nakashima@kawamoto-town.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 市民学習課	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会事務局	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課地域共育係	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: matsumae-kazutaka@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: iwasa-yasunori@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会事務局	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: hamamoto-youhei@chibu.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成24年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

## (2) 県内公共図書館一覧

平成24年4月1日現在

	図書館名	所在地	電話番号	FAX
	島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
		〒697-0023 (西部読書普及センター) 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
市 町 村	1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4 松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	5 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	6 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
	7 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	8 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	9 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	10 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-4	0853-84-9050	0853-84-9050
	11 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	12 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	13 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	14 出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	15 大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	16 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	17 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-3114
	18 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	19 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
	20 浜田市立浜田図書館	〒697-0027 浜田市殿町79-8	0855-22-0480	0855-22-0592
	21 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下原来171	0855-42-1823	0855-42-2076
	22 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1440	0855-45-8018
	23 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	24 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2481	0856-52-2481
	25 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301	0854-72-1354
	26 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	27 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	28 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	29 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	30 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	31 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
	32 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
	33 海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633
	34 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17	08512-2-2341	08512-2-9198

## (3) 県内公民館等一覧

平成24年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白瀉公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0151	松江市古曾志町1517-3	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	恵曇公民館		690-0322	松江市鹿島町恵曇1	0852-82-0475	( 同左 )
23	佐太公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷650	0852-82-3031	( 同左 )
24	講武公民館		690-0804	松江市鹿島町北講武3-1	0852-82-0400	(82-2486)
25	御津公民館		690-0411	松江市鹿島町御津660-4	0852-82-1451	(82-1275)
26	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
27	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
28	美保関地区公民館		690-1501	松江市美保関町美保関661		
29	福浦地区公民館		690-1504	松江市美保関町福浦1515-1		
30	森山地区公民館		690-1312	松江市美保関町森山346		
31	千酌地区公民館		690-1222	松江市美保関町千酌471-1		
32	片江地区公民館		690-1315	松江市美保関町片江431-2		
33	七類地区公民館		690-1311	松江市美保関町七類1315-2		
34	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂316	0852-54-2478	(54-1238)
35	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
36	宍道公民館		699-0406	松江市宍道町佐々布 204-4	0852-66-0811	(66-0303)
37	来待地区公民館		699-0405	松江市宍道町上来待212-1	0852-66-3554	(66-9150)
38	八東公民館		690-1404	松江市八東町波入2219-2	0852-76-3663	(76-3669)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
39	東出雲中央公民館		699-0101	松江市東出雲町掛屋町1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
40	掛屋公民館					
41	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
42	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
43	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
44	八雲公民館熊野分館	★	690-2104	松江市八雲町熊野799		
45	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
46	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-3159)
47	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
48	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
49	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
50	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
51	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
52	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
53	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)
54	飯梨交流センター		692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
55	荒島交流センター		692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
56	赤江交流センター		692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
57	広瀬中央交流センター		692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
58	広瀬交流センター					(同左)
59	布部交流センター		692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
60	宇波交流センター		692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
61	比田交流センター		692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
62	東比田交流センター		692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
63	山佐交流センター		692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
64	下山佐交流センター		692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
65	西谷交流センター		692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
66	奥田原交流センター		692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
67	菅原交流センター		692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
68	伯太中央交流センター		692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
69	安田交流センター		692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
70	母里交流センター		692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
71	井尻交流センター		692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
72	赤屋交流センター		692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
73	今市コミュニティセンター		693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(21-1706)
74	大津コミュニティセンター		693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
75	塩冶コミュニティセンター		693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
76	古志コミュニティセンター		693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
77	高松コミュニティセンター		693-0052	出雲市松寄下町703-1	0853-21-0671	(21-0682)
78	四絡コミュニティセンター		693-0051	出雲市小山町653-2	0853-21-0369	(21-0370)

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
79	高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
80	川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
81	鳶巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
82	上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
83	稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
84	朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
85	乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
86	神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
87	神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
88	長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
89	平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
90	灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
91	国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
92	西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
93	鰯淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
94	久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
95	檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
96	東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
97	北浜コミュニティセンター	691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)
98	佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
99	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
100	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
101	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
102	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
103	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
104	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(同左)
105	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(同左)
106	遥堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遥堪359-2	0853-53-5529	(同左)
107	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(同左)
108	鵜鷺コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鷺浦1044-1	0853-53-5635	(同左)
109	荘原公民館	699-0502	出雲市斐川町荘原3835	0853-72-4600	(同左)
110	出西公民館	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(同左)
111	阿宮公民館	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(同左)
112	伊波野公民館	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(同左)
113	直江公民館	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(同左)
114	久木公民館	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(同左)
115	出東公民館	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(同左)
116	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
117	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
118	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
119	佐世交流センター		699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
120	阿用交流センター		699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
121	久野交流センター		699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
122	海潮交流センター		699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
123	塩田交流センター		699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
124	加茂交流センター		699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
125	八日市交流センター		699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
126	三新塔交流センター		699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
127	新市交流センター		699-1334	雲南市木次町新市3	0854-42-5110	(42-9082)
128	下熊谷交流センター		699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
129	斐伊交流センター		699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
130	日登交流センター		699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
131	西日登交流センター		699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
132	温泉交流センター		699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
133	三刀屋交流センター		690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
134	一宮交流センター		690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(同左)
135	鍋山交流センター		690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
136	飯石交流センター		690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
137	中野交流センター		690-2523	雲南市三刀屋町中野280-1	0854-45-2795	(同左)
138	吉田交流センター		690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(75-0232)
139	田井交流センター		690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
140	掛合交流センター		690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1	0854-62-0189	(同左)
141	多根交流センター		690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
142	松笠交流センター		690-2705	雲南市掛合町松笠748-1	0854-62-0411	(同左)
143	波多交流センター		690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
144	人間交流センター		690-2702	雲南市掛合町人間499-1	0854-62-0403	(62-0409)
145	布勢公民館		699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
146	三成中央公民館		699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
147	亀嵩公民館		699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
148	阿井公民館		699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
149	三沢公民館		699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
150	鳥上公民館		699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
151	横田公民館		699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
152	八川公民館		699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
153	馬木公民館		699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)
154	頓原公民館		690-3207	飯南町頓原2084-5	0854-72-0980	(72-1778)
155	志々公民館		690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
156	赤名公民館		690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
157	来島公民館		690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
158	谷公民館		690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
159	中央公民館		697-8501	浜田市殿町6-1	0855-25-9720	(22-5090)
160	浜田公民館		697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
161	石見公民館		697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
162	長浜公民館		697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
163	周布公民館		697-1321	浜田市周布町イ374	0855-27-0058	(同左)
164	美川公民館		697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
165	大麻公民館		697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
166	国府公民館		697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
167	雲城公民館		697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
168	今福公民館		697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
169	波佐公民館		697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	(同左)
170	小国公民館		697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	(同左)
171	久佐公民館		697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	(同左)
172	美又公民館		697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
173	今市公民館		697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
174	木田公民館		697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
175	和田公民館		697-0424	浜田市旭町和田914-1	0855-45-1918	
176	都川公民館		697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
177	市木公民館		697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
178	杵束公民館		697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	(同左)
179	安城公民館		697-1121	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
180	三隅公民館		699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)
181	三保公民館		699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)
182	岡見公民館		699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)
183	井野公民館		699-3301	浜田市三隅町井野1816-2	0855-34-0007	(34-0038)
184	黒沢公民館		699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)
185	白砂公民館		699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)
186	石見公民館宇津井分館	★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
187	石見公民館細谷分館	★	697-0013	浜田市三階町376	0855-22-7531	(同左)
188	石見公民館長見分館	★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
189	美川公民館東分館	★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
190	美川公民館西分館	★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
191	国府公民館宇野分館	★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
192	国府公民館有福分館	★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
193	中央公民館		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6630	
194	東部公民館		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	
195	西部公民館		694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	
196	三瓶公民館		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	
197	高山公民館		694-0431	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	
198	温泉津公民館		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
199	仁摩公民館	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	
200	大田まちづくりセンター	694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	(82-9952)
201	川合まちづくりセンター	694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(82-6009)
202	久利まちづくりセンター	694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(82-4901)
203	大屋まちづくりセンター	694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(84-5172)
204	朝山まちづくりセンター	699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(85-7407)
205	富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(88-0161)
206	波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(85-7401)
207	久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(82-9002)
208	鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(84-7772)
209	長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久1612-1	0854-82-5571	(82-4697)
210	静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(84-7771)
211	五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(87-0886)
212	池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(83-2165)
213	志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学1869-1	0854-83-2167	(83-2173)
214	北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(86-0524)
215	大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町1490	0854-89-0010	(89-0164)
216	水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(89-0161)
217	祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町祖式546-1	0854-85-2362	(85-2313)
218	大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(85-2331)
219	温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-1522	0855-65-1533
220	湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1720-4	0855-65-3038	0855-65-3038
221	福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光1467-1	0855-65-2941	0855-65-2941
222	井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田1255	0855-66-0711	0855-66-0711
223	仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	0854-88-9525
224	宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	0854-88-9533
225	大国まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	0854-88-9466
226	馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	0854-88-9077
227	北三瓶まちづくりセンター多根分館 ★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(86-0523)
228	波積公民館	699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
229	黒松公民館	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
230	都治公民館	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
231	浅利公民館	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
232	松川公民館	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
233	川平公民館	695-0013	江津市川平町南川上515-1	0855-57-0040	(同左)
234	渡津交流館	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
235	郷田公民館	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
236	金田公民館	695-0012	江津市金田町214	0855-52-0704	(同左)
237	嘉久志公民館	695-0016	江津市嘉久志町11503	0855-52-0436	(同左)
238	和木公民館	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)



設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
239	江津市	都野津公民館	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
240		二宮公民館	695-0024	江津市二宮町神主1171	0855-53-1665	(同左)
241		跡市公民館	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
242		敬川公民館	699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
243		波子公民館	699-3161	江津市波子町イ1272-4	0855-53-1902	(同左)
244		有福温泉公民館	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
245		長谷公民館	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
246		市山公民館	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
247		川戸公民館	699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
248		谷住郷公民館	699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
249		川越公民館	699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
250		松川公民館上津井分館	★699-2835	江津市松川町上津井152-1		
251		郷田公民館島の星分館	★695-0015	江津市島の星町291-1		
252		跡市公民館井沢清美分館	★695-0153	江津市清見町136		
253	川本町	川本中央公民館	696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
254		川本北公民館	696-1225	川本町南佐木201	0855-74-8410	(74-8410)
255		川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
256	美郷町	沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
257		君谷公民館	696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
258		別府公民館	696-1131	美郷町別府50-2		
259		都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
260		比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
261		都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
262		潮分館	★696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	( 〃 )
263	邑南町	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
264		口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
265		田所公民館	696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
266		出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
267		高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
268		布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
269		市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
270		矢上公民館	696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
271		中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
272		井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
273		日貫公民館	699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
274		日和公民館	696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
275		阿須那公民館雪田分館	★696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	
276		阿須那公民館戸河内分館	★696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
277	阿須那公民館阿須那分館	★696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320		
278	口羽公民館上口羽分館	★696-0602	邑南町上口羽941-1			

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
279	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
280	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
281	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
282	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
283	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
284	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
285	吉田公民館		<b>698-0033</b>	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
286	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
287	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)
288	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
289	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
290	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
291	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
292	真砂公民館		698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
293	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
294	西益田公民館		699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
295	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
296	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町4140-1	0856-29-0031	(同左)
297	小野公民館		699-3763	益田市戸田町41332-10	0856-28-0001	(同左)
298	中西公民館		698-2141	益田市白上町4744-2	0856-28-0501	(同左)
299	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-3	0856-52-2540	(52-2193)
300	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
301	二川公民館		698-0202	益田市美都町字津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
302	匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)
303	匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川4296-2	0856-56-0910	(56-0912)
304	道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)
305	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田口66-乙	0856-72-2070	(72-2069)
306	津和野公民館					
307	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	(同左)
308	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	(同左)
309	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	(同左)
310	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	(74-0127)
311	日原公民館				0856-74-0360	
312	日原公民館滝元分館	★	699-5206	津和野町滝元24		
313	日原公民館枕瀬分館	★	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
314	日原公民館池河分館	★	699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	
315	日原公民館商人溪村分館	★	699-5201	津和野町商人1101		
316	左鑑公民館		699-5202	津和野町左鑑905	0856-76-0345	(同左)
317	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40-2	0856-74-0711	(同左)
318	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
319	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
320	六日市公民館				0856-77-0078	( 同左 )
321	吉賀町 柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
322	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94	0856-77-1124	( 同左 )
323	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	( 同左 )
324	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	( 同左 )
325	隱岐の島町中央公民館		685-0014	隱岐の島町西町吉田ノ二、 2	08512-2-0237	(2-0815)
326	布施公民館		685-0412	隱岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
327	五箇公民館		685-0311	隱岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
328	都万公民館		685-0104	隱岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	( 6-2282)
329	海士町 中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
330	西ノ島町 立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
331	立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
332	知夫村 知夫村公民館		684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)

(注) ※ 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター等も含むものである。

## 島根県公民館等数一覧

	設置公民館数								
	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地区	分館	
松江市	<b>45</b>	1	35				7	2	
安来市	<b>27</b>	3			24				
出雲市	<b>43</b>		7	36					
雲南市	<b>29</b>				29				
飯南町	<b>5</b>		5						
奥出雲町	<b>9</b>		9						
浜田市	<b>34</b>	1	26					7	
大田市	<b>35</b>	7				27		1	
江津市	<b>25</b>		22					3	
美郷町	<b>7</b>		6					1	
川本町	<b>3</b>	1	2						
邑南町	<b>21</b>		12					9	
益田市	<b>21</b>		21						
津和野町	<b>14</b>	2	8					4	
吉賀町	<b>6</b>	1	5						
隠岐の島町	<b>4</b>		4						
海士町	<b>1</b>	1							
西ノ島町	<b>2</b>	1	1						
知夫村	<b>1</b>		1						
	<b>332</b>	18	164	36	53	27	7	27	
		305							

**平成24年度  
社会教育行政の方針と事業**

平成24（2012）年4月

**発行：島根県教育庁社会教育課**

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427 FAX 0852-22-6218

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

